

令和2年 9月 4日

西保育所保護者の皆様へ

熊取町健康福祉部保育課

「町立西保育所民営化に関する保護者アンケートの結果」に対するご意見募集の結果について

平素は、西保育所の運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、7月22日付けで「町立西保育所民営化に関する保護者アンケート結果について」を皆様に配付させて頂いたところですが、その際、さらに「アンケートのお願い」によりご意見をお聴きしました。

つきましては、その内容を下記のとおり取りまとめましたので町の考え方などを添えて皆様にご報告いたします。

なお、今回頂いたご意見等は、募集要項の説明会参加事業者にも参考資料として配付させていただくほか、保護者の皆様のご意見として、今後の移管先事業者の選定において活用させていただきます。

記

1. 意見募集期間：7月22日（水）～8月7日（金）
2. 配付数：99家庭
3. 回答家庭数：2家庭

(問い合わせ)

熊取町野田1丁目1番8号

(熊取ふれあいセンター3階)

熊取町健康福祉部保育課

電話：072-452-6293

資料内容

1. 今回の「アンケートのお願い」に対するご意見等・・・・・・・・・・ 1～30ページ

2. これまでのご質問等
 - ・町立西保育所の民営化に係る保護者説明会資料の代表的な質問より
【6月19日、20日の開催の保護者説明会資料】・・・・・・・・・・ 31～36ページ

 - ・町立西保育所の民営化に係る保護者説明会 質疑応答概要より
【6月19日、20日の開催の保護者説明会での質疑応答】・・・・・・・・ 37～38ページ

 - ・町立西保育所の民営化に関する保護者アンケートの結果の自由記述等より
【6月24日～7月1日実施のアンケート調査】・・・・・・・・・・ 39～50ページ

ご意見等

●民営化については前向きに考えています。ただ、熊取町内のある民間の認可保育園や同じ介護業界からの参入は本当に怖いです。問 36 の回答で町として特に重大な問題事案は無いとありました。実際に利用者から聞く話は子どもを安心して預けられるものではなく、それは（だんじり祭りに勝手に連れて行く、長時間保育の子どもを“かわいそうな子”と発言する等）重大な問題だと保護者として感じますが、町はそうとは捉えていないと、認識の差が生じていることに不安を感じました。

問 22 の答③保育時間にテレビを観せることはない。という町の回答も不安を感じました。見学しに行った際にテレビをかけ流して子ども達に観せている現場もこの目で見てきました。数年前の事なので“今はない”ということかもしれないですが、町には何とでも良いように、問題の無いように見せれるのだろうというのが、アンケートで見えてきた気がします。

お願いします。熊取町内のある民間の認可保育園はやめて下さい。
より良い保育所になることを願っています。

答 保護者の皆様に、説明不足でご不安を感じさせてしまい、誠に申し訳ございません。

民間園には、配慮の必要な子どもへの保育等も含め、保育内容、保育環境、年間計画や週日案計画等について、町立保育所の保育士や保健師等と毎年、現地確認を行っているところです。また、公立・民間園問わず、保護者の皆様から直接、保育課へ頂いたご相談内容については、保育所長や担任の保育士等へ確認のうえ、協議、指導等を行うとともに、改善策等やその実践内容について報告を求めています。子どもが安心して過ごすためにも、保護者と園が共に子育てに取り組んでいくためにも、子どもの人権を尊重する保育の実施は最も重要であると認識しております。

また、保育時間にテレビを観せるという件についても、町内の民間園すべてにおいて、最近の現地確認や調査のなかでは、保育時間にテレビを観せるという保育は実施していません。テレビを使用していますのは、交通安全教室や子どもの行事活動の振り返りのために観ること、静かに検温をするため等、特段の合理的な事情がある場合となっています。

ご意見ご要望として真摯に受け止めております。

ご意見等

●7月22日付「町立西保育所民営化に関する保護者アンケートの結果について」を拝見させていただいた上で、不明に感じたことや、また新たに疑問に感じたことを以下に記載しますので回答のほどよろしくお願ひします。なおQ25の回答により、今後も町側は書面での回答しかしないということですので、実際に回答を見る保護者が書面だけで十分に理解できるよう配慮して回答していただきますようお願いいたします。また保護者の文章読解力にあつてはもちろん個人差がありますので、少なくとも保護者の8割（できれば9割）以上が理解できるようにお願ひします。

この依頼は、町側の説明等に対しての保護者の理解度の調査を町側がしないと主張していることにも起因します。理解度の調査をしないのであるならば誰しもが理解できるように懇切丁寧な文章で対応することが重要だと考えます。そして町側が保護者目線で誠実に対応している姿勢を見せることは保護者の信頼を得ることにつながるとも考えます。

問1 以上の私の意見に対し異論はありませんか？

答1 これまでも説明会、アンケート調査等の実施の際、町立西保育所の保護者の皆様にはお忙しい中ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。頂戴した様々なご質問については、民営化にあたり町立西保育所の保育を引き継いでいくこと、子ども主体の保育内容を大切にすること等、町としての考え方等もお伝えしながら、丁寧な対応に努めてきたところです。ご指摘のとおり今回のアンケート後のご意見ご質問への町の考え方につきましても、保護者の皆様にお答えさせていただきたいと考えています。

問2 異論があれば具体的に理由を付して回答してください。

答2 問1の回答のとおり、今後も町としましては、引き続き、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

では以下に具体的な質問項目を記載します。なお、1つの問いの文章の中に複数の質問項目を入れ込むと回答がなされない質問が生じますので、基本的には1つずつ質問を記載いたしますので、質問に対する的確な回答をして頂きますようお願いいたします。

まずアンケート結果について質問します。

問3 回答率は43.4%で、保護者の半数も回答されていません。その理由は何だと考えていますか。以下に挙げる項目から回答してください。

ア. アンケートを回答したところで保護者の意見が十分に反映されないと感じたため、回答する意欲をそがれた。

イ. 民営化に際しては町側主導で実施すべきで保護者の意見を反映する必要がないと感じた。（町に任せていれば問題ない）

- ウ. そもそも、民営化に対して興味がない。
- エ. 民営化反対の立場のため民営化を進めていく内容のアンケートに回答しないという意思表示をしている。
- オ. その他

答 3 オ. その他

問 5 問 4 の回答に対する理由をお答えください。なお、「その他」を選んだ場合はその内容と理由をお答えください。

答 5 町としましては、お忙しい中でも保護者の皆様にご理解、ご協力頂けるようアンケート実施内容も回答し易いよう配慮するとともに、保育所からも保護者の皆様へアンケートのご協力のお声掛けさせていただいたところですが、理由につきましては、回答実績を年齢別で見ますと、4 歳児、5 歳児の保護者の皆様の回答数がそれ以外に比べ少なくなっている一方、3 歳児に関しては 6 割を超えています。明確にご回答できる理由はございません。

問 6 アンケートは昨年度も実施されていますが、町側は回答率を上げるための努力を何かしましたか。あれば具体的にお書きください。

答 6 前回同様、保護者の皆様にご理解、ご協力頂けるようアンケート実施内容も設問については選択式を採用することで回答し易いよう配慮するとともに、今回はクラス毎に回収箱も設置したり、保育所からも保護者の皆様へアンケートのご協力のお声掛けさせていただいたところですが、なお、前回の回収率が 33.1%に対し、今回は 43.4%となっています。

問 7 問 6 でしていないのであれば、それは何故ですか。「保護者の意見を大切にする」という観点からお答えください。

答 7 答 6 のとおりとなっていますが、今回のアンケート等に限らず、今後も保護者の皆様からご意見等があれば、丁寧な対応を心掛けながら民営化を進めて参ります。

次に 7 月 22 日付「町立西保育所民営化に関する保護者アンケートの結果について」の町側の回答に対し質問します。

問 8 保護者からの質問に対し、町側として十分な回答をしていると思いますか。

答 8 答 1 のとおり丁寧にご対応してきましたが、不十分であるとのこと指摘があれば、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 9 保護者からの質問に対し回答していないものはありますか。

答 9 保護者の皆様から頂いたご質問につきましては、現時点でお答えできる事項については、町としての考え方等を皆様へお答えさせて頂いております。ご意見、ご要望として受

け止めております内容につきましては、真摯に対応して参ります。

問 10 問 9 で「ある」と回答した場合、何故回答されていないのですか。

答 10 答 9 のとおりとなっておりますが、現時点でお答えできる事項については、町としての考え方等を皆様へお答えさせて頂いております。ご意見、ご要望として受け止めております内容につきましては、真摯に対応して参ります。

問 11 回答内容に不十分であるや説明不足であると感じるものはありませんか

答 11 保護者の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましての回答が不十分、説明不足とのご指摘を踏まえ、保護者の皆様からの信頼を失墜させることこのないよう、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 12 問 9、11 で「ない」と回答した場合、以下に私が指摘する内容を読まれても「ない」と回答されますか。

答 12 保護者の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましての回答が不十分、説明不足とのご指摘を踏まえ、保護者の皆様からの信頼を失墜させることこのないよう、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 13 問 12 に対して「ない」と回答された場合、町側の回答を見た保護者側の視点に立っても同じ回答になりますか。

答 13 保護者の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましての回答が不十分、説明不足とのご指摘を踏まえ、保護者の皆様からの信頼を失墜させることこのないよう、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 14 問 9、11 で「ある」と回答された場合、不十分や説明不足があると認識不足があると認識された中で保護者に対し公表したのは何故ですか。

答 14 保護者の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましての回答が不十分、説明不足とのご指摘を踏まえ、保護者の皆様からの信頼を失墜させることこのないよう、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 15 問 14 の質問に補足を付して質問します。「今回のアンケート結果」を保護者に公表することについての決裁権者は誰（役職で可）で、その決裁権者が不十分な回答で公表しても問題ないと判断した理由を教えてください。

答 15 健康福祉部長です。保護者の皆様から頂いた貴重なご意見等につきましての回答が不十分、説明不足とのご指摘を踏まえ、保護者の皆様からの信頼を失墜させることこのないよう、より一層、丁寧な対応に努めて参ります。

問 16 問 9、11 に対して「ある」と回答された場合で私が指摘するまで「ある」と認識がなかった場合、保育課は自身が作成した書類の不備でさえ、保護者から指摘されるまで気づくことができないということになりますが、そのような組織に事業者の管理監督や指導が適切にできると思いますか。また、応募事業者が作成する書類に不備があれば気づくことができるのですか

答 16 答 9 のとおりとなっていますが、現時点でお答えできる事項については、町としての考え方等を皆様へお答えさせて頂いております。また町立西保育所民営化移管先事業者募集に係る説明会においても、募集要項の参考資料としての保護者のアンケートの結果を説明するだけでなく、保護者の皆様のご意見から、保育環境が変化することによる、子どもへの影響、保護者の不安軽減を重視し、保護者に寄り添いながら民営化に取り組むことのできる事業者を募集したところです。

なお、事業者の管理監督や指導については、大阪府から泉佐野市以南の市町が広域で事務移譲を受けて担当している広域福祉課が指導、認可、事業停止命令等の事務を担っており、この部署と保育課も連携して、定期的にすべての認可保育所について適切な実地指導を行っているものです。

応募書類については最終、選定委員会で学識経験者を含む複数の委員によって内容確認いただいたうえで、さらにプレゼンテーションにおいて、不明な点はヒアリングするなどにより適正かつ公平に審査していただくこととなります。

問 17 問 16 で「できる」と主張された場合、その理由をお答えください。

答 17 答 16 のとおりとなっていますが、保護者の皆様の不安の声を踏まえ、より慎重に対応していかなければならないと考えております。また、民営化は保護者の皆様との信頼関係がないと進められないものと認識しており、ご指摘の点につきましては、保護者の皆様の信頼を失墜させることのないように努めて参ります。

問 18 上述の問 8～13 に対し、7 月 22 日付「アンケート結果について」の内容に不十分な点があると認識された場合、不十分なアンケート結果を応募事業者に配布することになりますが、そこに問題はありますか。

7 月 22 日付「アンケートのお願い」に対する町側の回答は移管先事業者申込期間が開始される 8 月 18 日までにしていただき、その結果を応募事業者に配布するようお願いいたします。

答 18 現時点でお答えできる事項については、町としての考え方等をお示しさせて頂いております。また町立西保育所民営化移管先事業者募集に係る説明会においても、募集要項の参考資料として保護者アンケートの結果を説明するだけでなく、保護者の皆様のご意見から、保育環境が変化することによる、子どもへの影響、保護者の皆様の不安軽減を重視し、引継ぎ保育を綿密に行うなど、子どもと保護者に寄り添いながら民営化に取り組むことのできる事業者を募集したところです。

問 19 上述の期日までに回答できないのであれば、その理由を納得できるように回答してください。

答 19 ご質問等の数が非常に多く、その回答の検討に長時間を要すること、また、現在の新型コロナウイルス感染拡大に対する民間園も含めた町内の保育所等での感染防止対策で繁忙であること等から、2週間以内での回答は不可能となりました。ご質問等の内容を検討の上で、適切な時期に回答させていただきたいと考えます。

問 20 保育課は当初何月何日を目途に7月22日付「アンケートのお願い」の回答を保護者に公表するつもりだったのですか。

答 20 8月7日のアンケート提出期限後の2週間以内を目途にと考えておりましたが、今回、ご質問等の数が非常に多く、その回答の検討に長時間を要すること、また、現在の新型コロナウイルス感染拡大に対する民間園も含めた町内の保育所等での感染防止対策で繁忙であること等から、8月18日までの回答は不可能でございます。ご質問等の内容を検討の上で、適切な時期（9月4日頃までを目途）に回答させていただきたいと考えます。

問 21 問 18 の回答で保護者の意見を応募事業者に伝えることを目的としている場合、7月22日付「アンケートのお願い」で保護者が提出した意見や質問も応募事業者に配布するようお願いします。（町側の回答は不十分で問題ないのであれば、保護者の意見や質問のみを集約し事業者に配布すればよく、その作業のみでは日数的にも十分でしょう）

答 21 答 19 のとおりとなっていますが、保護者アンケート等での意向や意見等に適切に対応していくため、また子どもへの影響、保護者の皆様の不安軽減を重視し、子どもと保護者に寄り添いながら民営化に取り組んでいく必要があることなどにつきましては、それだけでなく、事業者募集説明会で説明したところです。ご理解賜りますようお願いいたします。

問 22 配布しないのであれば、その理由を回答してください。

答 22 答 21 のとおりとなっています。ご理解賜りますようお願いいたします。

次に7月22日付「保護者アンケートの結果について」の中の「民営化に伴う期待や心配事の記述意見等」について質問します。数字を○で囲った番号は町側が集計された際に付されている番号とリンクさせています。

問 23 ②の意見をされた保護者の不安を払拭するために町側は何か説明をしないのですか。

答 23 保護者説明会での資料でも、町立西保育所の保育方針等を引き継ぐこととしております。また、募集要項の保育所運営条件に記載しておりますが、西保育所の保育内容の継続を望む保護者の皆様の声を踏まえたうえで、保護者と保育所が共に子育てに取り組んでいく等の相互理解を心掛けながら、柔軟で適切な保育所運営を行うこととしておりますので、

民営化により子ども主体の保育が望めなくなることはないものと考えています。

ご意見として受け止め、移管先事業者の選考における審査の視点において、子ども主体の保育の基本理念や保育の考え方を問うようにさせていただいております。

問 24 ④の意見に対して町は何か説明しないのですか。

答 24 答 23 のとおりとなっておりますが、民営化後も認可保育所の運営等に関する管理監督責任は町が担いますので、適正な保育所運営が行われるよう、必要に応じ指導等を行っていきます。なお、移管後も町の保育士が保育内容等の確認のために訪問することに対する協力を条件付けています。

ご意見として受け止め、募集要項の保育所運営に関する条件の参考とさせていただいております。

問 25 ⑧の意見に対して、延長保育料減額の意見に対して町はどう考えますか。

答 25 多様な就労形態によって利用ニーズは多いですが、通常保育を超える部分であり適正な受益者負担のためにも、現行の負担水準は必要と考えます。

ご意見、ご要望として今後の保育所運営の参考とさせていただきます。

問 26 延長保育料減額は多く（過半数）の保護者が希望していると考えますか。

答 26 町立西保育所は延長保育の利用実績も他の町立保育所より多い傾向です。過半数の方が希望されているかどうかの根拠はお示しできませんが、ご意見、ご要望として今後の保育所運営の参考とさせていただきます。

問 27 ⑧の意見に対して、「駐車場の拡充」にあっては以前から保護者から挙がっている意見ですが、これに対して町側は回答をしています。それでもなお、この意見が出るということはこれまでの町側の説明では納得できないということではないのですか。

答 27 西保育所の駐車場の確保については、現状も課題として認識していますが、近隣土地の多くは民間又は個人所有であり、確保に苦慮している現状です。民営化を見据え確保できるよう引き続き努めてまいります。民営化によって、事業者による民間活力や柔軟性を活かし、確保に努めてもらえることも期待しています。

問 28 ⑬の保育士の処遇改善とは具体的にどういったことを指しているのだと町は考えていますか（複数あればすべて回答してください）

答 28 民間園に限り、国の制度により、保育士の給料は公定価格（国が算定する保育運営に係る費用）の人件費の改定により、毎年、増加していますが、平成 29 年度以降さらに増額する制度が創設され、町内の民間園では、令和元年度は職責や経験年数等に応じて月額平均 27,000 円の増額が行われている園もあります。保育士の処遇改善は、民営化による効

果額の有効な使途の一つとしてほしいというご意見も認識しており、今後も国の処遇等改善に係る制度への対応を支援していきます。また、引き続き、公立・民間が活発に交流するなどさらに連携し、交流のなかで保育士が日々の保育を行ううえで役立つ情報を共有し、相互に参考とすることで風通しの良い働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、保育士の定着化に繋げていきたいと考えています。

問 29 問 28 の町の回答と㊸の意見を出した保護者の考えに乖離はないのですか

答 29 保育の質の向上、保育士の定着化を図るためにも、大阪府を通じて国へ保育士の賃上げ等処遇の改善に係る補助、財源確保について要望しております。

問 30 問 29 で「ある」という主旨の回答した場合、それに対して町は保護者の意見をより詳細に把握するように努めないのは何故ですか。

答 30 答 29 のとおりとなっておりますが、保育士の処遇等改善に係る財政確保について国、大阪府へ引き続き要望していくとともに、保育士がそれぞれの職場で風通しの良い働きやすい職場環境づくりを進めていきたいと考えています。

問 31 ㊸の意見に対して「保育の質の低下」を危惧されていますが、これまで町側の説明を受けてもなお、保育の質の低下に不安を感じるそうです。それは何故だと町は考えますか。

答 31 保護者説明会でもデメリットについてご説明しましたとおり、保育士が入れ替わることによる保育の質の低下に、不安を感じておられる方も少なくないと承知しております。民営化にあたり町立西保育所の保育を引き継いでいくこと、子ども主体の保育内容を大切にすること等の保育の質に係る保護者の皆様のご不安、ご心配な点につきましては、真摯に受け止め、対応して参ります。なお、保育の質の低下が生じる主な原因としましては、保育士の資質によるものが大きく、保育士の資質の維持、向上は重要であると考えています。

(説明会資料 Q18A における町の回答では私個人の不安をぬぐえませんが、理由は「指導・監督を徹底して行ない保育の質の低下を起こしません」というような町の決意を感じさせる断定的な文言ではなく「招くことのないように指導・監督を行ないます」という文言だからです。この文言により町が頑張っても、保育の質の低下は起きてしまうかもしれないと感じてしまいます。)

問 32 ㊸の意見の保護者の不安を払拭することは重要だと考えますか。

答 32 保護者の皆様のご不安、ご心配な点である、民営化後に保育環境が変わることによる子どもへの影響や負担軽減は最も重視しなければならない点と考えています。

また、園の実地指導・監査だけではなく、普段からの現場の保育士の資質や保育環境の向上等への働きかけが大切であるとの考えから、常に民間園、町立保育所、保育課をはじめ関係機関は、園内、園外研修、情報交換を行うなど連携して取り組んでいるところです。移管先事業者もこの取り組みに参画してもらうことにより、保育の質の維持、向上に努めていただくよう働きかけます。

問 33 町側がどのような対応をとればこの⑥の意見の保護者の不安を払拭できると考えますか。

答 33 保育の質の低下が生じないように、町立保育所の現場を熟知している町の保育士（西保育所長等）も参加して引継ぎ保育を行うことは勿論のこと、民営化後においても、町の保育士等が保育内容等を確認し、助言や指導を行い保育の質の維持・向上を図ります。また、保育所運営に関する条件にも記載していますが、保護者に寄り添い、保育士と保護者とが相互に理解、協力して子どもの健やかな成長を支えることも、保育の質が担保されるのではないかと考えています。

問 34 問 33 に対し町側がとる対応でこの⑥の意見を出した保護者の不安を払拭したかどうかはどのように判断するのですか。

答 34 三者協議においては、町立保育所の保育士等と事業者の保育の現場を熟知している保育士等も参加するとともに、民営化後も町の保育士等が保育の運営状況や保育内容等を確認し、必要に応じて事業者から運営や保育内容に係る改善計画や報告の提出を求めたり、また、民営化後には利用者評価の一環として満足度調査を行うことにより、分析及び評価を実施する予定としています。

⑦の回答について

問 35 他の町立保育所の民営化についての回答はありますが、今年度の移行先事業者が決定されなかった場合の西保育所民営化をやめてほしいという意見については回答がありません。質問形式でないため回答しないのですか。

答 35 保護者説明会資料に民営化の必要性について記載しておりますが、町として保護者の皆様の多様な就労形態に対応すべく、保育サービスを充実していくため募集方法に工夫を加えながら選定の実現を目指していくものです。

ご意見ご要望として受け止めております。

問 36 そもそもアンケートを依頼する文面に質問を受け取るような記載がありません。少なくとも意見や不安な点を記載することだけを町側が求めているように保護者に捉えられても仕方がない文面になっていませんか。

答 36 募集要項に保護者の皆様のご意向を反映しておりますが、この他に応募事業者に保

護者の皆様が感じているご不安、ご心配な点などについて理解してもらうためにも率直なご意見をお伺いできればと考え記載しております。自由記述欄を設けることで、ご意見やご不安な点を記載することだけに限定するものではなく、ご質問もいただけるようにしています。ご指摘を真摯に受け止めまして、今後、改善に努めて参りたいと考えています。

問 37 ⑦の意見を出した保護者に代わり質問します。今年度移行先事業者が決定しなければ西保育所民営化の話を凍結してもらえますか。

答 37 保護者説明会資料に記載しておりますが、民営化は町として保護者の皆様の多様な就労形態に伴う保育ニーズに対応すべく、保育サービスの充実を目指すものです。

選定委員会では、応募事業者に対しては、不安要素のある部分は指摘し対応してもらうこととし、募集要項の内容に適合するよう提案内容を慎重に検討いただき、選定して頂きます。

子どもや保護者の皆様に不安、負担をかけない様、西保育所の民営化について選定委員会で意見を聴きながら検討することになります。

⑮⑯の回答について

1年間の引継ぎ保育について、形式的な引継ぎになってしまうことを危惧するため引継ぎ保育の内容について質問します。

問 38 初めの8か月か9か月は管理職的ポジションの職員のみ参加されるということですが、何人が1日何時間、週何日を西保育所で引継ぎ保育を受けるのですか。

答 38 引継ぎ保育の重要性は認識しており、西保育所長が中心となり、移管事業者の園長等と実際の保育現場で園運営や保育内容を確認していくことを検討しています。応募事業者に対し事業計画書に具体的な職員配置計画等の提案を求め、保護者アンケートでのご意見等に適切に対応しているか、また実施可能な計画となっているのか評価したうえで、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 39 初めの8か月か9か月のうちに管理職ポジションの職員は合計何時間を引継ぎ保育に充てることを想定していますか。具体的な時間を教えてください。

答 39 答 38 のとおりとなっておりますが、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 40 移管の3、4か月前から現場に入る保育士は1人あたり週何時間、合計何時間を引

継ぎ保育に充てますか。

答 40 各クラス担任の保育士等の意見を聴きながら、西保育所長が中心となり、各クラス担任の保育士と移管事業者のクラス担任予定の保育士と実際の保育現場で合同保育を行い、一日の流れ、保育の内容、個々の子どもの健康状態等を把握したり、担任予定のクラスの子どもの信頼関係を築いていくとともに、保護者の皆様にも合同保育の様子を伝えていくこと等を予定しておりますが、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 41 移管の 3、4 か月前から引継ぎ保育を受ける保育士は合計何人を想定していますか。

答 41 答 40 のとおりとなっておりますが、クラス担任予定の保育士は、必ず配置してもらうことを考えています。配置予定の保育士すべてが望ましいですが、一度に大勢の保育士が子どもに関わることへの影響も考慮するとともに、現状のクラスの保育運営を大切にしていける必要もあり、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 42 保育課の回答に「しっかりと継承していき」とありますが「しっかりと」とはどの水準を意味するのですか。つまり熊取町が設定している引継ぎ保育の目標水準を具体的に回答してください。

答 42 引継ぎ保育については、保護者の皆様の不安解消や子どもへの負担軽減を最も重視しなければならないとの考えから、保育方針、全体的な計画に基づく月間指導計画（月案）や週・日指導計画（週日案）作成、行事、保育内容など、町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等が実際の保育現場で確認しながら、引き継ぐことを目的として実施する予定です。なお、合同保育により、町立西保育所の各クラス担任の保育士と、移管先事業者のクラス担任となる予定の保育士が共に実際のクラスの保育に携わっていくことで、実際の現場における保育内容の継続性が確保されるものと考えております。これら引継ぎ保育・合同保育の実施計画を作成し、進捗状況の管理を行っていきたいと考えています。

問 43 問 38～41 で引継ぎ保育の目標水準を具体的に回答していない場合はその理由を教えてください。

答 43 答 38、答 40 及び答 42 のとおりとなっておりますが、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 38～41 について具体的な数値を回答されない場合に以下につき回答願います。

問 44 具体的な目標数値を決めずに、引継ぎ保育の期間しか決めていなければ、内容を伴わない形式上の引継ぎになる可能性があると思いませんか。

答 44 答 43 のとおりとなっておりますが、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 45 問 44 に対して「思わない」と回答された場合、その根拠を具体的に教えてください。

答 45 答 43 のとおりとなっておりますが、最終的には、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等と移管先事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で決定するものと考えています。

問 46 実際に引継ぎ保育がしっかりとできていると判断するのは誰ですか。保育課ですか。保護者ですか。事業者ですか。西保育所の保育士ですか。それともその他ですか。

答 46 引継ぎ保育期間中においても、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が西保育所長や事業者の園長等の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で保育内容の継続性や課題等について話し合い、それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築し、三者が協力しながら子どものためにより良い保育を目指して取り組めるよう努めていきたいと考えています。

問 47 問 46 の回答に保護者が含まれていれば、保護者が引継ぎ保育の内容について不十分だと判断した場合は、熊取町としてどうするのですか。

答 47 答 46 のとおりとなっておりますが、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が協力しながら子どものためにより良い保育を目指して取り組めるよう努めていきたいと考えています。

問 48 問 47 の回答で行われた対応をもってしても、令和 3 年度中に十分な引継ぎ保育がなされないと保護者が判断した場合でも、引継ぎ保育は令和 3 年度で終了するのか。

答 48 事業者による引継ぎ保育が十分なされない事態が生じたことにより、民営化後の適切な保育事業の実施が困難となるかどうかの判断につきましては、三者協議において検討するもので、移管後においても町立保育所の保育士等が保育内容等を確認することが必要であると考えています。

問 44～48 について、そのような事態とならないように事前に十分な対応を取るのは当たり前のことですので、引継ぎ保育が十分になされないといった事態が生じたことを想定して回答してください。

問 49 問 47 について、引継ぎ保育が不十分だと保護者が判断したとは、全保護者のうち何%（もしくは何人）が不十分であると判断した場合に、熊取町は問題として捉えますか。

答 49 問 46 のとおりとなっていますが、子どもの事を中心に三者協議で話し合い協力しながら子どものためにより良い保育を目指していきたいと考えていますので、何%が不十分であれば問題であるといった考え方はありません。

問 50 保護者説明会資料 Q13 では「移管するまでの 1 年間、町立保育所のまま、運営事業者が雇用する保育士と町の保育士が、合同でクラスを受け持ち、保育を行う予定です」とあるが、6 月 24 日付の「保護者アンケート協力をお願い」の保育に関すること Q3A では、保育士が実際に保育現場に入るのは移管の 3、4 か月前とある。この 2 つの町の回答に矛盾はありませんか。

答 50 説明会での回答が不十分であり誠に申し訳ございません。引継ぎ保育につきましては、答 38、答 40、答 42 のとおりとなっていますが、1 年間を通して西保育所長が中心となって移管先事業者の園長等が実際の保育現場で各クラスの保育を確認しながら、引き継いでいく予定ですが、その 1 年間のうち移管の 3、4 か月前からは各クラス担任の保育士と移管事業者のクラス担任予定の保育士とが実際の保育現場で一緒にクラスでの保育を行うことを考えており、クラス担任予定の保育士が現場に入る期間が最低でも 3、4 か月前であり、子どもの負担を考慮したうえで、それ以上に長くなることを妨げるものではありませんので、最終的には、三者協議で西保育所長と移管先事業者の園長等の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、決定していくものと考えています。

問 51 問 50 回答で引継ぎ保育の内容に変化が生じたのはなぜですか。

答 51 保護者の皆様の不安解消や子どもへの負担軽減を最も重視しなければならないとの考えから、町立保育所の保育方針等の引継ぎを実施するものであるという趣旨は変わっていませんが、説明が不十分であり誠に申し訳ございません。

問 52 令和 3 年度、引継ぎ保育が開始された際に非正規職員数は令和 2 年度と同水準の人員を西保育所に配置してもらえるのですか。

答 52 令和 3 年度は町立保育所として運営しますので、令和 2 年度の水準を基に正規職員、非正規職員の人数バランスも含め配置することとなります。なお、引継ぎ保育のために移管先事業者の考え方を町立保育所の保育士等が確認していく必要もあり、人件費を抑制するための人員削減はありません。なお、配慮を要する子どもへの加配保育士の体制については、子どもの状況により変わることはあります。

町立保育所の臨時保育士の移管先での雇用について

問 53 「町として事業者に積極的に働きかけを行なっていく」とあるが具体的にどのような

に働きかけを行なうのか回答してください。

答 53 移管先事業者決定後に非正規保育士本人の意向を確認したうえで、事業者から提出された事業計画書の「保育士の給与面（処遇等）の充実等についての考え方や取り組み」や「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」の内容を基に、非正規保育士等の職員への周知等を図るとともに、優先的に採用を働きかけ仲介したいと考えています。

問 54 働くにあたっては「給与面、労働条件面、福利厚生面」が考えられるが、環境が変化することが加わるため、すべての項目において町立保育所で働いていた時よりも待遇が向上しなければ、民営化後も継続して働きたいという意欲につながらないとするが、熊取町はどう考えるか。

答 54 応募事業者には現在の町立保育所の非正規保育士等の職員の勤務内容、給与、勤務時間、休暇等の福利厚生面も確認してもらったうえで、「保育士の給与面（処遇等）の充実等についての考え方や取り組み」や「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」を提案してもらうこととなります。過去に民営化した園では、非正規保育士でも勤続年数等に応じた昇給もあると聞き及んでおり、保育士等の定着化の一因となっています。また本人の意向によりますが、移管先事業者が正規職員として採用することとなれば処遇面はより向上するものと考えます。

問 55 最低でも問 54 の内容を満たさない場合でも熊取町は「積極的に働きかけている」と主張できますか。主張できるならその根拠を具体的に示してください。

答 55 答 53 及び答 54 のとおりとなっていますが、非正規保育士等の職員への周知等を図るとともに、優先的に採用を働きかけ仲介したいと考えています。

問 56 保護者説明資料 Q16A にて「民間事業者がより良い条件で雇用してもらうよう働きかけ等を行ないます」とあるが、ここでいう「より良い条件」とは具体的に何を指していますか。すべて列挙してください。

答 56 答 53 及び答 54 のとおりとなっていますが、「保育士の給与面（処遇等）の充実等についての考え方や取り組み」や「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」を提案してもらう中で、町としても非正規保育士本人の意向を確認する際に、処遇の向上、風通しの良い職場環境づくり等は必要であると考えています。移管先事業者決定後は、速やかに非正規保育士等の職員への周知等を図るとともに、優先的に採用を働きかけ仲介したいと考えています。

問 57 問 56 で列挙されたことを民間事業者に実施させるためにどのような形で「働きかけ等」を行なうのですか。具体的にお答えください。

答 57 答 56 のとおりとなっています。募集要項では移管先事業者には提案内容の遵守を定

めており、その履行を求めて働きかけを行います。

問 58 説明会資料 Q20A にて過去に民営化した際に臨時職員を引き続き雇用した事例は 1 名ないし 2 名しかおらず、町側もその人数は少ないと認識しておられるようです。

少数しか引き続き雇用されなかった原因は何でしょうか。町側が考えている原因すべてを列挙してください。

答 58 過去の民営化については 10 年以上前であり、詳細の把握は困難ではありますが、過去の民営化においては、募集にあたり臨時職員の継続雇用について重点的に取り組んでいなかったと考えており、今回は、町立西保育所の臨時職員の方が移管後の保育園で、引き続き、就労を希望される場合は、移管先事業者は継続雇用に努めることとしております。なお、選考における審査の視点において、職員の積極的な採用の考えを問うため、応募事業者からの提出書類に「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」についての考え方や取り組みを提案させることとしております。

問 59 問 58 で列挙された原因を課題と捉え、それを解決するために西保育所民営化の際にはどのような対策をとるのですか。列挙されたすべての項目に対して個別にお答えください。

答 59 答 58 のとおりとなっておりますが、今回は応募事業者からの提出書類に「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」についての考え方や取り組みを提案、遵守してもらうこととしており、移管先事業者決定後は、速やかに非正規保育士等の職員への周知等を図るとともに、優先的に採用を働きかけ仲介したいと考えています。

問 60 現状何名の保育士の方を非正規職員として雇用されていて、そのうち何名を継続して雇用してもらうよう目標としているのですか。具体的な人数をお答えください。

答 60 募集要項にも記載しておりますが、現状の町立西保育所の臨時職員の保育士は週 3～4 日の勤務の方も含め 23 人です。具体的な目標人数は設定していませんが、子どもへの影響を極力少なくするためにも多くの方の継続雇用に努めます。

問 61 問 60 で具体的な人数を回答されなかった場合、目標も設定せずに「町として事業者に積極的に働きかけを行なっていく」と主張できる根拠は何ですか。

答 61 町立西保育所の非正規保育士の本人の意向によるものですが、保育士が入れ替わることによる子どもへの影響をできるだけ緩和するため、「町立西保育所の臨時職員の継続雇用」は重要であると考えています。

⑱の回答について

「事業者に対し、保護者アンケートの結果、保護者の心配な点、期待する点を応募事業者

にきちんと伝え」とあるが、この情報量で「きちんと伝える」ということが何故できるのか疑問に感じます。

問 62 例えば「⑬の習い事や鼓隊はしないでほしい」という意見とアンケート項目 C 特別保育や保育サービスで「英語やスイミング等」とあるが、保護者の大半はどちらを希望していると町側は判断しているのですか。

答 62 子どもへの影響や保護者の不安を緩和するため、事業者は、現状の町立西保育所の保育や行事等を引き継ぐことを原則としていますが、新たな保育行事等に期待されている保護者もいることをふまえつつ、保育内容や行事等を取り入れるかどうかは、最終的には三者協議で決定していきたいと考えています。

問 63 「きちんと伝える」とは具体的にどういった方法で伝えるのですか。

答 63 事業者説明会などの機会に保護者アンケート結果等からの保護者の皆様が感じているご不安、ご心配な点などを説明するとともに、実際に西保育所の保育現場を確認してもらい、日々の保育のねらいや保育の環境設定等を保育所長が事業者へ説明したところです。

問 64 問 63 で回答された方法で「きちんと伝えた」と主張できる理由は何ですか。

答 64 答 63 のとおりとなっていますが、単にお伝えしただけでなく、事業者に町立西保育所の保育現場を確認してもらい、保育所長から説明させて頂いたところです。

問 65 「保護者の意見を事業者に対し応募内容に反映させる」とあるが、習い事を充実させた事業者と習い事をしない事業者があった場合。この項目に限ってはどちらの事業者が保護者の意見を反映させた事業者と考えますか。理由を付して回答してください。

答 65 いずれにしても、事業者は、保護者の皆様のご意見を踏まえて、保育内容などの判断をしていくこととなるため、特別保育サービスの提案があり、かつ、保護者の皆様の意見を取り入れる旨の提案事業者と考えます。なお、特別保育サービスを実施するか否かは、最終的には三者協議で決定していきたいと考えています。

問 66 少数意見も大切にしなければいけないと考えるが、そもそも少数意見か多数意見かも解らない状態の意見を事業者に「保護者の意見です」と渡すことで、保護者の意見を「きちんと伝えた」ことになるのですか。理由を付して回答ください。

答 66 少数、多数に拘わらず、保護者の皆様の貴重なご意見であるので事業者に伝えるべきものと考えています。なお、町立西保育所の保育を引き継いでいく事、子ども主体の保育内容を大切にすることが、民営化を進めるうえで重要であると認識しています。

町としましては保護者説明会やアンケートなど可能な限り、多様な方法で保護者の皆様のご意見等をお聞きして参りました。

問 67 熊取町の施策の決定は町議会で多数決の原理をもって決定しているのにもかかわらず、保護者の意見に対して多数決を取らないのは何故ですか

答 67 事業者に対して保護者の率直な意見を示し、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が町立保育所の保育士等や事業者の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で保育内容の継続性や課題等について話し合い、それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築し、三者が協力しながら子どものためにより良い保育を目指して取り組めるよう努めていきたいと考えています。

問 68 保護者の意見に対し優先順位や軽重を決めるのは誰ですか

答 68 アンケート調査結果を基に、審査基準の検討において選定委員会で決定します。

㊸の回答について

「何とか財政面をクリアする方法はないか」の回答がありません。

答 財政面のみを理由とする民営化はご理解頂けないものと考えており、保育所運営の効率化だけでなく、保育需要の増加や多様な就労形態に応じた保育サービス等へ対応していくため民営化を進めていく必要があります。

㊹の回答について

「現場の保育士にも恩恵を」に対する回答がありません。

答 ご意見ご要望として受け止めており、今後の保育行政の参考とさせていただきます。

㊺の回答について

「看護師は常時最低1名を配置する」との町の回答は、民営化をしなければ実現できない内容であると感じるため、非常に評価できます。つまりこれまでは看護師1名であったのに対し、「常時」ということで開園から閉園まで看護師がいることになり、1日に最低2人、休暇等も勘定すれば最低3名の看護師を雇用する必要があるため、町営の時と比較して3倍以上の看護師が雇用されることになり、子供の健康に対して非常に安心感を持つことができます。

答 移管先事業者が西保育所において、新たに病児対応型・病後児対応型保育事業を実施する場合と、現在の西保育所と同様の体調不良児対応型を実施する場合とでは、看護師の配置基準が異なります。

病児対応型や病後児対応型を実施する場合は、開所時間において原則は常駐となり、体調不良児対応型を実施する場合は、看護師を1名以上配置（常勤で専任となります）を基本とし、看護師の不在時には代わりに保育士が子どもの健康管理、衛生管理等の保健的な対応を行うこととなります。

保護者の皆様への説明が不十分で誤解を招く記載となっておりますして申し訳ございません。

問 69 常に看護師がいるのであれば、病児・病後児保育も可能ではないですか。

答 69 ㉔の回答のとおりとなっていますが、移管先事業者が病児対応型や病後児対応型を実施する場合は、開所時間において原則は常駐となります。

保護者の皆様への説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

以下の問 ～ については、大変失礼な質問であると感じますが、万一、上述の私の意見に対して訂正されることがあれば、回答していただきますようお願いいたします。

問 70 「常時」とは何を意味するのですか。

答 70 ㉔の回答のとおりとなっていますが、病児対応型や病後児対応型を実施する場合は、開所時間において原則は常駐となり、体調不良児対応型を実施する場合は、看護師を1名以上配置（常勤で専任となります）を基本とし、看護師の代わりに保育士が子どもの健康管理、衛生管理等の保健的な対応を行うことも可能となります。

保護者の皆様への説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

問 71 問 70 の回答は世間一般的に理解を得られると考えますか。

答 71 ㉔の回答のとおりとなっていますが、事業者説明会では現在の町立西保育所が実施している看護師が常勤で専任となっている体調不良児対応型は必須とし、病児対応型や病後児対応型を実施する場合は、開所時間において原則は常駐となる等、説明したところです。保護者の皆様への説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

問 72 保護者の大部分は常時1名配置をどうとらえると思いますか。

答 72 ㉔の回答のとおりとなっていますが、現在の町立西保育所が実施している看護師が常勤で専任となっている体調不良児対応型は必須とし、病児対応型や病後児対応型を実施する場合は、開所時間において原則は常駐となる等、説明したところです。保護者の皆様への説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

問 73 例えば、民間に移行後に事業者が保育所のホームページで「常時看護師1名以上配置」と記載しても文面に問題ないと考えますか。

答 73 ㉔の回答のとおりとなっています。病児保育事業の対応型に応じた人員配置基準に対応した内容で掲載することとなります。

問 74 問 73 に対して保育所を探している保護者がホームページを閲覧した際に誤解することはありますか。

答 74 ㉔の回答のとおりとなっています。誤解が生じないよう病児保育事業の対応型に応じた人員配置基準どおりに掲載することとなります。

問 75 誤解を招く回答であったと認めるのであれば、㉔の回答以外の町側の回答にあっても、誤解を招く表現がされているとの認識で問題ないですか。

答 75 ㉔の回答については保護者の皆様の誤解を招かないよう、三者協議などで病児保育事業の内容や看護師の人員配置について確認します。

保護者の皆様に誤解を招く表現が無い様に努めておりましたが、本件につきましては、説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

問 76 ㉔の回答のみ誤解を招く表現であったと主張される場合、他の回答は誤解を招かないと主張される根拠をお答えください。

答 76 保護者の皆様に誤解を招く表現が無い様に努めておりましたが、本件につきましては、説明が不十分で誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。

なお、募集要項には質問書も添付しておりまして、応募事業者において募集要項の内容に疑問がある場合などで必要があれば、質問書の提出による確認もお願いしているところです。疑義が生じたところにつきましては、すべての応募事業者に回答書をお送りし説明することとなります。

問 77 ㉔の回答を例に挙げても熊取町は文章のみの回答で十分だと考えますか。

答 77 保育課において、方法問わずいつでも保護者の皆様からお問い合わせ等があれば、丁寧にご説明できるよう努めるとともに、ご意見ご要望については民営化にあたっての参考としたいと考えています。誤解を招く記載となっております、申し訳ございません。ご指摘の点につきましては、真摯に受け止め丁寧な対応に努めます。

問 78 問 77 で「十分だ」と回答された場合、その根拠をお答えください。

答 78 事業者決定後も、三者協議で保護者の皆様のご意見等については、真摯に対応するとともに、丁寧な対応に努めて参ります。

㉔の回答について

アンケート調査で「募集要項に保護者の皆様のご意見を反映させていただきたく」町回答「特に重要な項目の把握を、できるだけ多くの保護者の皆様から行いたいと考えた」との記載について

問 79 保護者アンケート結果から、例えば「法人及び保育所運営について」では「保育の基本理念、運営方針」を重視することになったと考えます。しかし、保護者は具体的にどのような基本理念や運営方針を希望していると考えていますか。

答 79 町立保育所の基本理念である「子どもを真ん中に、安心して育ちあい、支えあえる保育所」、町立保育所の保育方針である「安全安心な保育環境の中で、一人ひとりを大切にしたい保育を行う」など、子ども一人ひとりの人権を尊重し、保育所と家庭が協力し合い安心して子育てのできる町立保育所の保育が引き継がれることを希望されていると考えています。

問 80 問 79 で保護者の具体的な希望が解らない状態でも保護者の意見を反映したといえるのですか。理由を付してお答えください。

答 80 募集要項の保育所運営条件に保育内容等の継続を望む声を踏まえ運営することを付しているとともに、町の保育方針の継続等についても審査の視点としております。

問 81 そもそも、保護者の意見を本当に大切にする気はあるのですか。

答 81 答 80 のとおりとなっておりますが、事業者選定後も三者協議等において、保育環境が変わることへのご不安な点など、保護者の皆様のご意見等については真摯に対応して参ります。

問 82 考えるのであれば、事業者の申込期限終了後に事業者が提出した書類をもとに再度項目 A～E について具体的なアンケート実施すべきではないですか。（審査の公平性等を主張されたとしても事業者名を伏せるなどの対応をとればアンケートを取ることで自体に何ら問題はないと考えます。）

答 82 アンケートの結果など保護者の皆様のご意見等を選定委員会に提示し、重視していただきながら、学識経験者など専門家も含めた当該委員会で適正かつ公平に選考いただくものです。

問 83 問 82 についてアンケートを取らないのであれば、その理由を「保護者の意見を大切ににする」という町の主張に矛盾しない回答をお願いします。

答 83 ご質問の方法ではありませんが、今回のアンケートによりさらにご意見等をお聴きさせていただいたものです。

問 84 問 82 でアンケートを実施しないと回答した場合、保護者代表がアンケートを実施すべきだと判断してもアンケートは実施しませんか。

答 84 ご質問の方法ではありませんが、今回のアンケートによりさらにご意見等をお聴きさせていただいたものです。

問 85 保護者が自由記載項目に記載した意見に対してアンケートを取らない理由が解らない。保護者の多数意見を把握することは大事ではないのですか。

答 85 自由記述についても重要であると認識しており、選定委員会の資料としております。また、募集要項と同時に配布しました資料に保護者の皆様のご意見はすべてアンケート結果として加えています。

問 86 保護者代表がアンケート自由記載項目に対し保護者のアンケートを取るべきだと判断すれば、アンケートを実施しますか。

答 86 選定委員からのご意見は、選定委員会でご判断いただくものと考えております。

②の回答で「同じ趣旨のご意見が複数寄せられた場合には、今後の民営化の取り組みの中で留意していきます」について

問 87 複数の意見とは具体的に何件ですか

答 87 ご意見に目を通された方の認識やとらえ方で相違するものでもあると考え、複数と表現しておりますが、選定委員会では保護者の皆様のご意見を平等にお伝えさせていただきたいと考えます。

問 88 その数は保護者全世帯のうち何%ですか。

答 88 答 87 のとおりとなっておりますが、選定委員会では保護者の皆様のご意見を平等にお伝えさせていただきたいと考えます。

問 89 その割合の保護者の意見を重視すべきと考えるのは何故ですか。論理的な回答をしてください

答 89 民営化を進めるにあたり、町立保育所の保育方針等を引継ぎ、保育の質の確保、保育サービスの向上を図る必要があります。町立保育所の保育を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、保護者に寄り添った丁寧な対応を心掛けながら、子どもの最善の利益に繋がるためには、保護者のご意見一つ一つを大切にするよう努めなければならないと考えています。

問 90 例えば 99 家庭中、習い事を実施してほしいと考える意見が 10 件あったとします。しかし、意見は出さないが習い事を希望していない家庭が 50 件あるかもしれません。その場合、複数意見があったからといってその意見は少数意見となり、その意見を基に応募事業者が習い事を実施した場合、少数意見の保育ニーズは達成されますが、多数意見の保育ニーズは達成されないこととなります。熊取町が行っているアンケートでは、このような意見が生じる可能性があると思いませんか。

答 90 事業者決定後、まずは保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者協議で習い事などの特別サービスの実施の可否を含め保育内容の継続性や課題等について話し合い、子どものためにより良い保育を目指して取り組めるよう努めていきたいと考えています。

②④の回答について質問に対する的確な回答をしてください。

問 91 民営化賛否のアンケートを取らなくても保護者のニーズに応えられると考えますか。考えるのであれば理由を付して回答してください。

答 91 民営化にあたっては、アンケートの結果等からの保護者の皆様のご意見等に応えるよう努めるとともに、保護者の皆様、熊取町（西保育所、保育課）、事業者の三者が保育所長や事業者の園長等の保育の現場を熟知している保育士等の意見を参考にしながら、三者協議で保育内容の継続性や課題等について話し合い、それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築し、三者が協力しながら新たなニーズも含め、子どものためにより良い保育を目指して取り組めるよう努めていきたいと考えています。

②⑥の回答について

移管先事業者がすぐに建替えを実施した場合に税金の無駄になるのではないかの回答がありません。今後の修繕に対する予算額の回答がありません。

まず、西保育所民営化の話は令和元年からありました。令和元年度に移管事業先が決定していれば、令和3年度から民営化しており、令和3年度の大規模修繕工事は実施されなかったこととなります。

答 町として町立西保育所の通常の維持管理を行っていくうえで、現状の施設の状況（屋根、内装等の老朽化による損耗具合）を鑑み、子どもの保育環境を改善していくために早急に対応しなければならないと判断し大規模修繕を行うものです。予算額については、令和2年度は修繕工事に向けた設計等の予算を計上していますが、修繕工事に係る費用については、令和3年度に予算計上する予定となっております。なお、参考として、令和元年度の町立中央保育所の修繕工事については、ほぼ同じ内容の修繕で約1億300万円となっております。

問 92 何故この1年で大規模修繕工事の話が浮上したのですか。

答 92 町立保育所の改修につきましては、従前より北保育所、次に中央保育所を実施し、その後の予定では、西保育所または東保育所と計画的に実施しているところですが、西保育所は昭和48年に建設後、平成18年度に耐震工事と老朽箇所の大規模修繕を実施しています。しかし、それ以降14年近くが経過し、屋根や床などの経年劣化による老朽化が著しいことから、先送りできず早急に大規模修繕を行うものです。

問 93 「民営化にかかわらず必要なもの」「対応が早急必要で」とありますが、昨年度の民営化の際には選定基準に期限を付して大規模修繕するように事業者に求めていたのですか。

答 93 前回の民営化の募集については平成 30 年度において進めておりましたが、大規模修繕が早急に必要状況にはまだ至っていなかったことから、募集段階では大規模修繕を事業者に求めておりませんでした。

問 94 問 93 で事業者に求めていなかった場合、昨年度に民営化が実施されていれば、大規模修繕は行われなかったこととなりますが、それでも令和 3 年度に大規模修繕を実施しなければいけない理由をわかりやすく詳しくご説明ください。

答 94 令和元度においては台風や局地的な豪雨等による暴風や大雨等により、雨漏りが多発し、その都度、応急修繕していますが対応には限界があり、町立西保育所の通常の維持管理を行ううえで、現状の施設の状況（屋根、設備等の老朽化による損耗具合）を鑑み、子どもの保育環境を改善していくために先送りできず早急に対応しなければならないと判断し修繕を行うものです。

問 95 令和 3 年度の大規模修繕工事の工事内容にあたっては、移管先事業者の希望を踏まえて決定するのですか。

答 95 現在の設備等の老朽化による損耗具合も含めて、現状を把握している町が必要最低限の修繕の内容を判断し、専門業者による修繕工事に向けた設計等に基づき実施していきたいと考えています。

問 96 移管先事業者の希望を踏まえない場合、大規模修繕工事後に保育所を運営するのは、町が数か月、それ以降を移管先事業者が運営することとなるが、実際に運営する移管先希望者の意見を聞かない理由をご説明ください。

答 96 町立西保育所の通常の維持管理を行ううえで、子どもの保育環境を改善していくために、早急に対応しなければならないものを精査しており、現状を把握している町が必要最低限の修繕を専門業者による修繕工事に向けた設計等に基づき実施することが適切であると考えます。

問 97 移管先事業者の希望を踏まえる場合、移管先事業者で費用の一部を負担させるのですか。負担させる場合は全費用の何割を負担させるのですか。

答 97 答 96 のとおりとなっており、移管先事業者で費用負担は求めません。

問 98 負担させない場合、実際に大規模修繕工事の恩恵を受けるのは移管先事業者であるのに、費用を負担させないのは何故ですか。納税者である町民が理解できるような回答を

お願いします。

答 98 建物については、基本的な考え方として移管後に移管を受けた事業者が保育運営を続けていくなかで、一定期間経過後に議会の承認を得たうえで、移管先事業者へ所有権を移転するものであるものの、子どもの保育環境を確保していくためには、現在の設備等の老朽化による損耗具合も含めて、先送りできず早急に対応しなければならないため、事業者に費用負担を求めないものと考えています。

問 99 移管先事業者が移管後すぐに建物を建て替えた場合、大規模修繕工事にかかった費用は無駄になるのではないですか。

答 99 町として経年劣化による老朽化に対し、専門業者による修繕工事に向けた設計等に基づく必要な修繕を実施することにより、子どもの保育環境が維持できるものであり、すぐに建て替える必要はないものと考えています。

問 100 そもそも移管先事業者はすぐに建物を建て替える可能性はないのですか。

答 100 募集要項でも修繕実施予定について記載し、応募事業者へは現地確認を実施し修繕概要を説明したところです。老朽化によって直ぐに建て替えが必要な損耗状況ではありません。移管直後は、まずは子どもの保育を最優先に考えた保育所運営を確保していく必要があると考えています。民間事業者が建て替える場合、一定期間経過後、議会の議決後に建物の所有権を移管先事業者に移転しなければ国の補助は適用されないこととなっています。

問 101 「移管前後は様々な初期投資が必要であり」とあるが、通常保育所を開園しようとするのに一番費用のかかる土地と建物が無償で提供するという破格の条件で事業者に譲り渡すのに、建て替えに関する予定を立てることができないほど財政が脆弱な事業者を選定することに対して保護者や町民の理解を得られると考えますか。理由を付してお答えください。

答 101 財務状況等については、保育施設等会計だけでなく本部会計も合わせ過去3か年分の収支計算書（内訳書含む）関係書類や監査結果等の提出を求めたうえで、選定委員には財務会計の専門的な視点から審査していただきます。建て替えのための財政面だけで選定するのではなく、法人の事業運営状況から評価していくものです。なお、一般的には保育所等運営においては、毎年、建て替えや修繕のための費用を積立金として積み立てております。

問 102 元々、民営化する際に町営保育所の建物の老朽化が問題となっており、民間で建て替えるのならば国と府から補助金が出るから建替えることも可能だとして民営化しようとしているとの説明がありました。であるならば、移管後何年を目途に建物の建替えをさ

せるよう選定基準に入れるべきではないのですか。

答 102 西保育所の老朽化については、耐震基準や建物の構造上に問題があるわけではなく、雨漏り、内装や設備の損耗が著しいという状況となっています。将来的には、損耗具合が著しく、必要に応じた施設整備を行っても、保育環境を維持することが困難となるなどの状況になれば建て替えることを検討することとなります。なお、建て替えにあたっては、町も費用負担が生じるため移管先事業者と町と協議の上で決定することから、建て替え年度は選定基準に入れることはできません。

問 103 大規模修繕工事が決定した後に民営化対象保育所を西保育所にするか中央保育所にするか議論しましたか。議論していたら、建替えにより税金が無駄になることを踏まえた上でも西保育所になった理由をお答えください。

答 103 町立中央保育所については、昭和 56 年に改正された新耐震基準が満たされていた建築であり耐震化工事は不要となっていました。一度も大規模修繕を実施しておらず、子どもの保育環境を確保していくために、令和元年度に大規模修繕を実施したところです。同様に西保育所についても、先送りできないことから早急に修繕を行う必要があると考えています。決して無駄な工事を進めようとしているものではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問 104 大規模修繕工事を実施した後、数年は町営を継続すべきではないのか。その後に民営化を考えればよいのではないのですか。いま、西保育所を民営化しなければいけない理由をお答えください。

答 104 西保育所の大規模修繕につきましては、雨漏りが多発し、その都度、応急修繕していますが対応には限界があり、町立西保育所の通常の維持管理を行ううえで、現状の施設の状況（屋根、設備等の老朽化による損耗具合）を鑑み、子どもの保育環境を改善していくために、先送りできず早急に対応しなければならないと判断し修繕を行うものですので、この理由により民営化を実施する必要性が変わるものではございません。

問 105 ㉗について㉕の回答と同じになる理由を教えてください。

- ・いくら充てるのか
- ・将来的にも使うのか
- ・新たに実施する事業が決定した際の報告について
- ・過去 2 園を民営化した際
- ・過去 2 園を廃園した際

上述 5 項目の質問について㉕でどのように回答していますか。

答 105 ㉕では基本的な考え方をお示しするに留まり、具体的な内容について回答しておらず、申し訳ございません。民営化により生まれた財源の活用についてのご質問と捉え、そ

れに対し、保育や子育て支援の充実に活用する考え方をお示ししましたが、現時点で具体的な事業は申し上げることができません。なお、財源を活用した事業の実施状況については、住民の皆様へ情報発信していきたいと考えています。

なお、アトム共同保育園へ移管した際は、休日保育、長時間延長保育（22時まで）、一時預かり保育などの特別保育の充実に財源を活用し、さくらこども園へ移管した際も、長時間延長保育（20時まで）、一時預かり保育などの特別保育の充実に財源が充てられています。

また、町立第8保育所廃園にあたっては、当該保育所は開所時間が7時30分から18時までとなっていました。同時期に新たに開園したつばさ共同保育園は開所時間が7時から20時までで、一時預かり保育などの特別保育も実施されました。町立南保育所につきましては、入所希望児童数が減少し効率的な運営を図るうえで廃園となったものですが、当該保育所は2歳児からの受け入れとなっていました。廃園後は町内すべての保育所等で0歳児からの受け入れが実施されました。これら町立保育所の民営化や廃園等による財源はニーズの増加している低年齢児の保育確保量の拡大や保育サービスの拡充に活用されています。

問106 財政改善で浮いた財源を子育て支援に充てるとのことですが、実際に組み込まれる予算の項目は何ですか。

答106 民営化後の令和4年度以降の予算となり、今後、検討を行っていくため、現時点で具体的な項目の提示はできませんが、保育や子育て支援の充実に活用するべきと考えています。

問107 問106で回答された予算項目に何年度からいくら増額した予算が組まれますか。

答107 答106のとおりとなっていますので、現時点で具体的な年度と予算の提示はできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問108 直近3年間のその項目の予算を明示してください。（これは実際に実現したかどうかを将来的に検証するためです。）

答108 民間保育園等の特別保育（長時間延長保育、障がい児保育、一時預かり保育等）に係る民間保育所等助成事業の保育事業補助金の予算額については次のとおりです。

平成29年度 6,579万1,000円、平成30年度 7,496万8,000円

令和元年度 1億498万4,000円、令和2年度 1億4,441万2,000円

問109 この予算を子育て支援に使うということは議会で議論されている内容ですか。

答109 6月議会において民営化を進めていく内容説明を行った際に、民営化により生まれた財源を保育サービスや子育て支援施策の充実に活用する旨も含め説明しております。

問 110 保育課が独断により保護者説明会で回答したのですか。

答 110 議会においても説明し、議員よりご意見も伺った後に、保護者説明会でご説明させていただいたところです。

問 111 予算を決定するまでの手順のうち、どこまで話が通っていて実現可能性はどれくらいあるのか具体的に説明してください。

答 111 答 109 のとおり、保育サービスや子育て支援施策の充実に活用する旨は、町として方向性を決定し、町議会に説明していますが、具体的な事業は、今後検討し、議会に予算案を上程しご審議いただくこととなります。

㉘の回答について

問 112 事業者が応募内容を実現することは大前提の話ですが、できなかった場合にどうするのかの話をしています。質問に対する的確な回答をお願いします。

答 112 三者協議による話し合い等によっても改善の余地が全く無く、適切な保育事業の実施が困難な状況で、子どもの保育に影響が及んでいる場合は、民営化に関する事務を停止し、移管先事業者の決定を取り消すことになると考えます。

問 113 令和4年3月末の状態がどんな状態であっても引継ぎ保育を延長する意思はないのですか。

答 113 引継ぎ保育については、募集要項でも保育所運営の条件としても重視しており、さらに三者協議で保育内容の継続性や課題等について話し合い、それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築し、三者が協力しながら子どものためにより良い保育を目指して取り組んでいくよう努めていくものと考えますが、引継ぎに係る実施計画の進捗状況、問題点等を三者協議で話し合い、決定していくこととなります。

㉙の回答について

問 114 努力義務を義務付けるべきだと考えるが他の保護者はどう考えると思いますかの回答をしてください。

答 114 保育所保育指針の第1章の総則において、認可保育所では、保育所保育指針に規定されている保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされています。保育所は保育指針に基づく保育を実施していくものですが、例えば、この指針に記載されている事項の中には「保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること」や「3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること」などの努力義務や配慮事項等がありますが、保護者の皆様に共感いただくこと、子どもそれぞれ個性や子ども同士の活動について義務とするものではなく、

認可保育所は指針の総則に基づき、それぞれの事項の定めにより保育所運営を行っていくものと考えます。

問 115 「努力義務に対し実行しなくても許容することを意味するものでないと考えます」とあるが、実行されない努力義務に対して熊取町はどのような対応を取りますか。

答 115 答 114 のとおりとなっていますが、努力義務とされている事項について、著しく反する場合は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく監査を通じて指導等を行います。

問 116 三者協議を行っても実行されない場合どうしますか。

答 116 答 114 のとおりとなっていますが、努力義務とされている事項について、著しく反する場合は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく監査を通じて指導等を行います。

③④の回答について

問 117 児童虐待防止対策を実施することは大前提です。実施していない自治体などありません。それでも虐待は防止しきれないのが実態ではないでしょうか。

答 117 本町では、そのような事案はありませんが、保育士による児童虐待に関する新聞報道は承知しています。保育士は、児童虐待の予防、早期発見を実践するというのも重要な役割であることから、町では毎年、虐待事例への関わり方等のテーマで公立・民間保育所等が参加する研修を実施し、参加した保育士等が園内研修を通じて児童虐待への対応のより実践的な知識等の普及に取り組んでいます。

問 118 ③④の質問は実際に生じてしまった際の質問をしています。実際に虐待があった場合、虐待を行う事業者と三者協議をするつもりですか。

答 118 保護者の方に対し、発生事案内容、児童虐待に至った背景、再発防止策、子どもの心のケアなどを説明することは、当然のことながら必要であり、さらにご理解いただく必要があると考えています。また、町の管理監督責任もあるため、再発防止策として事業者の改善報告に対する指導や対策が継続されているか定期監査を行っていく必要があると考えています。

問 119 その際に保護者の理解は得られると考えますか

答 119 まずこのような事があってはならないと考えますが、具体的な対応については保護者の方の理解を得られるように努めるべきと考えています。

問 120 町民の理解は得られると考えますか

答 120 町として引き続き、公立、民間園や関係機関や団体と連携しながら、まずは保育所等は児童虐待の予防、早期発見を実践するという重要な役割を担っていることの認識のもと、住民の皆様を理解を得られるよう努めるべきと考えています。

問 121 行政改革と園児の人権はどちらが大事と考えますか。

答 121 児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもたちにとって最善の利益を第一と考えます。

㊦の質問に対して

問 122 困難と考える根拠は何ですか。の回答がありません。回答をお願いします。

答 122 虐待などの事案への対策については、町としても公立・民間ともに予防、早期発見の実践を徹底していますが、事案によっては児童福祉法の規定に基づく認可取消し処分に該当することもあります。なお、通常は段階的に重い処分が実施されていきますが、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に達しておらず、改善勧告がされているにも拘わらず従っていない場合は改善命令の処分を行い、児童福祉に著しく有害である場合は事業停止命令の処分を行い、これらの処分に違反した場合は認可取消しとなります。

なお、「子どもの最善の利益」を確保するための事項等については、必要に応じて、三者協議の場を通じても解決に努めていきますが、支持しないのみの理由をもって、事業者決定を取り消すことはできないものです。

問 123 保護者の大半が事業者を支持しない状況に陥っても民営を継続する必要性はないのではないですか。の回答がありません。回答をお願いします。

答 123 児童福祉法、関係法令や基準条例により遵守事項となっている内容について管理監督や処分をおこなっていくことは勿論ですが、保護者の皆様のご意向に対しては、三者協議の場などを通じて解決に努めていきたいと考えています。

単に支持しないのみの理由をもって、事業者決定を取り消すことはできないものです。

問 124 保育ニーズに対応しているのでしょうかの回答がありません。回答をお願いします。

答 124 保育ニーズについては、「子どもの最善の利益」を確保するものであるかどうかを判断基準として、町立保育所の保育を熟知している保育士等の意見を聞きながら、保護者の皆様のご意向に対しては、真摯かつ誠実に対応していきたいと考えています。

問 125 不可能でないのならこれを条件に入れることを他の保護者はどう考えると思いませんかの回答がありません。回答をおねがいします。

答 125 保護者の皆様のご意向については、真摯かつ誠実に対応していきたいと考えています。

その他の質問事項

問 126 事業者に対し正規職員の保育士は何名以上確保するよう求めていますか。

答 126 町立保育所の現状と同じく、正規職員の保育士を各年齢児クラスごとに1名以上配置することを条件としています。

問 127 問 126 に対し具体的な数字を回答されない場合、非正規職員ばかりの保育所になる可能性がありませんか

答 127 各年齢児クラスごとに1名以上、正規職員の保育士を配置することとなりますので、非正規職員ばかりになることはありません。

・最後に、今回このように多数の質問をさせていただいたのは、冒頭でも申し上げたとおり、熊取町は保護者の意見に対して文書でのみ回答をするという主張をされたにも関わらず、町からは誠意を持った回答がなされていないと感じたからです。説明会等を開くなどの対応は町側が決定することではなく、保護者全体が必要だと感じているかによって決めるべきだと考えます。しかし、保護者が追加で説明会の開催を希望しているかどうかを調査することもされていません。

私個人としては、当初民営化に対しては時代の流れのため仕方がないことであり、民営化によってより良い保育所運営を実現できるよう、町と保護者がしっかりと議論をしていき民営化を進めていければよいと考えていましたが、町の対応に不信感を感じてしまいました。保護者が不信感を抱いたまま民営化することは、後々のトラブルの火種となります。そのため、今後の町の対応如何によっては民営化反対の立場を取ろうと考え、民営化が成立しないような働きかけを行なっていく所存です。そうならないように町側の対応を切に希望しております。

なお、今回の質問に対する回答は保護者の大部分が理解できるように集約し回答してください。また、これまでの保護者の質問と町の回答が複数の書類に分かれていることも、保護者の理解を難しくしていると考えますので、これまでに出了た保護者の意見、質問とそれに対応する町の回答を1つの書類にまとめていただくよう要望します。

これまでのご質問等

(町立西保育所の民営化に係る保護者説明会資料の代表的な質問より)

Q1 町立保育所の民営化とはどういったものですか

A) 町立保育所の民営化とは、現在、町が設置・運営する保育所について、民間認可保育所として設置・運営する民間事業者を公募により決定し、入所されているお子様を引き続き保育していくことを指します。

したがって、民営化しても法律で定める認可保育所であることに変わりはありません。

Q2 民営化によって保育料や入所基準などは変わるのですか

A) 0歳児(赤組)から2歳児(黄組)クラスの保育料は、住民税額(所得割額)に応じて、町が決定しますので、民営化を理由に算定方法が変わることはありません。

なお、3歳児(橙組)クラス以上の保育料については、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により0円となっています。(延長保育料や特別保育に関する費用等については、町、事業者、保護者で協議し、決定することになります。)

また、入所の基準や入所の決定方法につきましても、民営化により変わることはありません。

Q3 2年後の民営化は決定ですか

A) 方針としては決定事項です。しかし、事業者選定には一定の基準を設けますので、基準を上回る事業者がなかった場合、また再度募集しても該当する事業者がなかった場合、選定スケジュールを検討のうえ、民営化の時期が延長されることもあり得ると考えます。

民営化に向け、保護者の皆様には進捗状況に応じて情報提供させていただきます。

Q4 民営化した場合、町の関与はどうなりますか

A) 保育の実施義務については、児童福祉法において市町村が負うことと規定されています。

しかし、これは運営形態として保育所が公立でなければならないという意味ではなく、市町村に対して公立・民間の形態に関わらず、地域における保育需要に十分に対応するように定めたものです。

また、認可保育所の運営等に関する管理監督責任は町が担いますので、民営化後も引き続き、適正な保育所運営が行われるよう、必要に応じ指導等を行っていきます。

なお、ご意見やご相談を直接に園に言いにくい場合等に備え、第三者委員会による苦情相談体制を構築させるとともに、町の保育所担当課に直接ご相談をいただいた場合は、他の民間園と同様に、園にご意見等をお伝えした上で、関係者に事情を確認し、適切な対応が図られるよう努めてまいりますとともに、毎年度開催しております町立・民間合同の所

長会において、情報の共有や意見交換を行っていきます。

Q5 建物については、建て替えるのですか

A) これまでの民営化においては、土地は無償貸与、建物については、一定期間事業者は無償で貸与し、その後無償譲渡してきました。

現時点では、民営化当初は、現状のまま無償で土地・建物を事業者へ貸与する方法が一般的と考えますが、町にとって、より良い条件の提案をしてくる事業者があるかもしれませんので、適宜、協議を行った上で決定することになります。

現在の建物について耐震化は済んでいますが、老朽化により、将来的に建て替え等の必要が生じた場合、町の建物の場合、建て替えや大規模改修にあたって直接的な補助制度はありません。しかし民間事業者が保有する建物の場合、国・府等からの補助金を活用し、施設整備を行うことも可能なり、町の財政負担を抑制することができます。そういった点も民営化を検討する要素の一つと言えます。

なお、西保育所は良好な保育環境を維持していくため、今年度、町が大規模修繕工事の設計業務を行い、令和3年度に設計に基づき工事を実施する予定です。

Q6 民営化すれば送迎用駐車場の整備はしてもらえますか

A) 西保育所の駐車場の確保については現状も課題として認識していますが、近隣土地の多くは民間又は個人所有であり、確保に苦慮している現状です。民営化を見据え確保できるよう引き続き努めてまいります。民営化によって、事業者による民間活力や柔軟性を活かし、確保に努めてもらえることも期待しています。

Q7 移管先の事業者はどのように選ぶのですか

A) 移管する事業者の選定は、町が設置する選定委員会において選定基準の項目を作成し、公募により応募のあった事業者からの提出資料や提案内容について、当委員会において審査し、最も評価の高い事業者を移管先の候補とする、公募提案型のプロポーザル方式を予定しています。

ただし、評価にあたっては、基準を設けますので、その基準を満たさなければ、移管先として選定することはありません。

Q8 過去の民営化における事業者の応募状況等はどうでしたか

A) 第4保育所（現さくらこども園）の民営化の際は1回目の募集で2者、その際2者とも基準以下であったので基準は下げず再募集をかけ、4者の応募がありました。

また、平成30年度の西保育所民営化移管先事業者の選定の際は、3者の応募がありました。

Q9 募集の条件や基準はどのようなものですか

A) 今後の選定委員会での検討事項となりますので現時点で明確にお答えできかねますが、例えば、若い保育士ばかりでは経験が浅く心配だということもありますので、保育士の年齢はバランスの取れた構成となっているか、何年以上の保育士経験のある保育士を何%採用する予定であるかなども審査するうえでの基準としていくなども、これから選定委員会においてご議論いただき、決定していくことになります。

Q10 事業者選定の際は、園長の人となりや点数に反映されるようにしてほしい

A) 前回の選定においても、園長としての保育理念や保育観などについては、選定のうえでは重要であるとの考え方から、やはり審査視点に含めており、今回も同様に進めていきたいと考えています。

Q11 選定委員会の構成員に保護者代表は加わるのですか

A) 保護者の皆様の意向を尊重するため、保護者の方にも是非参画していただくべきとの考えから、前回の選定と同様、構成員となっていただくこととしました。

ただし、全体の構成人数が6人以内と決まっているので、バランスを考慮して1人とさせていただきます。

Q12 選定委員会の構成員に現場のことを理解している保育士も加わるのですか

A) 保護者アンケートを実施するなどして、選定委員に選ばれた保護者1人に責任を負わせることのないように配慮するとともに、ご意見をふまえ、前回の選定と同様に、町立保育所の保育内容、西保育所の運営や現場のことを理解している保育士として、西保育所の所長が選定委員の構成員となります。

Q13 引継ぎ保育とはどのようなものですか

A) 引き継ぎ保育は、民営化により保育士や保育環境が変わることによる、子どもへの影響を最小限に抑え、保護者の皆様が安心して子どもを預けられる保育環境づくりを目的に実施するものです。

移管先事業者の決定から実際に移管するまでの1年間、町立保育所のまま、運営事業者が雇用する保育士と町の保育士が、合同でクラスを受け持ち、保育を行う予定です。十分な引継ぎを行うことで、これまで保護者の皆様や地域とともに、築き上げてきた保育内容や行事等を引き続き実施します。

具体的な内容は、保護者の皆様からの意見なども十分にお聞きしながら、事業者と協議し決定していきたいと考えております。

Q14 引継ぎ期間が1年ということで、期間が短く保護者は不安を感じるのではないですか
A) これまでの民営化の際は、引継ぎ期間を3か月としていましたが、大きな混乱はありませんでした。しかしながら多少の混乱は見受けられたため、今回の民営化にあたっては引継ぎ期間を1年に設定しています。

これは、私どもが調査した結果、最も適切と判断した期間であり、この1年間で町立保育所の保育士が移管先事業者の保育士へ、町の保育方針や保育内容など、子どもの保育を最優先にしっかりと継承し、児童や保護者が不安に陥ることがないように努めます。

また、町立保育所は臨時保育士が多く雇用されており、ご本人が望まれる場合は民営化後も引き続き移管先で雇用していただけるよう事業者に積極的に働きかけを行いたいと考えております。

Q15 民間の保育方針には独自性があると思いますが、過去の民営化で保育が大きく変わった点がありますか

A) 引継ぎ保育の際、まずは町の保育方針をベースに引き継いでいただき、その後、徐々に園と保護者が協議を重ねながら独自色を出していくものなので、保育が急激に大きく変わり混乱を招いたようなことは過去にはなかったものと認識しています。

また、常に民間園、町立保育所、保育課をはじめ関係機関は、保育士の資質向上や保育環境の改善などを目的に園内、園外研修、情報交換を行うなど、連携しておりますが、近年、民間園は民営化した園であるか否かに関わらず、待機児童対策や配慮の必要な子どもへの保育などにも積極的に取り組んでいます。

Q16 民間でも町立のように加配保育士をつけてくれるのですか

A) 加配保育士が必要な子どもの受け入れについては、過去においては主に町立保育所が担ってきた経緯があります。

しかし、どの園でも同じように子どもを受け入れできるよう、近年は民間園の加配保育士にかかる補助金を拡充するとともに、臨床心理士、保健師や町立保育所の保育士等が民間園の保育現場で相談支援、助言を行うなど連携・協力することにより、公民ともに同じ加配基準に基づき、実際に運営を行っています。

実際に民間園において、低年齢で入園し、後に配慮が必要となった場合でも、医療・療育等の見地からの判断をもとに、保育士の加配を行いながら、その園で保育を継続したり、新たに入園する場合でも、その時のクラスの子どもたちや保育士の配置の状況等により、配慮の必要な子どもの受け入れを行ったりしています。

なお、保育士（正規職員）については人事異動で他の町立保育所に異動しますが、会計年度任用職員については1年ごとの契約となっていますので、引き続き担当の加配保育士を民間事業者がより良い条件で雇用してもらうよう働きかけ等を行います。

Q17 町立に比べ時給や待遇面で下回る民間保育園に移管することで、保育士がさらに不足しないのですか

A) 保育士不足が進行したとしても、国の配置基準を満たさなければ認可自体受けることができません。民営化に際して、現西保育所と同規模の入所児童の受け入れが可能であること、そのための保育士が確保できるという条件は当然に付されますので、そのような条件を満たす事業者にはしか移管することはございません。

Q18 特別保育サービス（休日保育等）は町立保育所でも実施しないのですか

民営化後、保育の質が低下するようなことはないですか

A) 特別保育サービスは町立保育所で実施することは不可能ではないかもしれませんが、町の財政事情の問題、勤務条件等により運営の効率性の問題などがあるため、町立保育所ではニーズに応じた特別保育サービスの実施は困難と考えています。

これまでも町立保育所は、様々なご事情を抱える家庭のセーフティネットとしての役割、標準的な保育水準を示す役割を担い、また、民間保育園では、配慮が必要な子どもの受入も拡充しつつ、その柔軟性を活かし特別保育サービスを実施するなど、それぞれの長所を活かし、役割分担をしていきたいと考えます。

厳しい財政状況の中、高まる保育ニーズに応え、保育サービスを充実させていくため、特別保育サービスや施設整備において、国・府等の補助金活用が可能となる民営化という手段を選択するに至った次第です。

また、保育の質については、民営化後も町が管理監督を行う責任がありますので、質の低下を招くことのないよう指導・監督を行います。

Q19 転所する際に優先的な配慮をしてもらえますか

A) 転所にあたっては、入所基準に則って決定しております。民営化を理由とする優先的な配慮等はできませんのでご理解下さい。

Q20 町立保育所から民営化移行の過去2回、臨時職員の方が民間園に継続雇用をした人数はわかりますか

A) 第6保育所からアトム共同保育園へ移行した際、引継ぎ保育の後、園が正規職員を広く公募し、お一人が正規職員として採用されています。

また、第4保育所がさくら保育園に移行した際も、引継ぎ保育の後、園が臨時職員を募集し、お二人が任用されています。

人数は少ないかもしれませんが、引継ぎ保育等により、安心して保育が受けられるよう努めてまいりたいと考えます。

Q21 給食はどうなりますか

A) 現在、町立保育所では、町が委託する事業所で調理したものを外部搬入し提供していますが、民間園の場合は自園調理が前提となります。

また、現在行っている給食試食会の実施や献立会議などにより、給食の内容を検討していくプロセス等についても業者選定に関する基準の一つとすることも考えられます。

なお、町立、民間に関わらず給食、食育活動等を実施する際には、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、安全を最優先した食物アレルギー対応が行われておりますので、業者選定にあたっては十分に確認していくこととなります。

(町立西保育所の民営化に係る保護者説明会 質疑応答概要より)

Q1 今回の民営化事業者の選定でも、再び基準を下回り該当事業者無しとなった場合は、第3回、第4回の募集はするのですか？

A) そういった事態は何としても避けたいと考えています。

応募者に不安要素があるところは指摘して対応してもらおうようにします。

Q2 民営化は悪くないと思っているが、説明では、町の財政状況のために必要であり、子育て支援の拡充に使うとあった。

実際に町の負担が浮いて具体的な方策に踏み込んでいくときに、他のことに使わないでほしい。福祉や保育に使ってほしい。

A) 幼児教育・保育の無償化は、町にとっては保育料収入が減少するなど、財政面で影響が出てます。

また、本町は近隣市町と比較すると、公立保育所の割合が高く財政面を圧迫する一因となっており、町独自の施策を実現するための財源が中々確保できない状況となっています。

このような中、保育ニーズの高まり、多様化に応じていくため民営化により捻出できた財政効果を、特別保育の充実など、様々な子育て施策に使っていきたいと考えています。

これは一例であり、また決定事項ではありませんが、この5月から実施している副食費の無償化を、令和3年度以降も継続していくことを検討するための財源に充てることも可能かと思います。なお、試算では、西保育所の民営化で約6,000万円の財政効果が出ると想定しています。

Q3 民営化による財政効果は子育て施策に使っていくということですが、具体的なメリットとして、一部の人にしか利用しない休日保育などの特別保育サービスの充実を使うよりも、保育士の処遇改善に繋げるなどした方がよいのではないのでしょうか？

A) 保育士の処遇改善に関しては、慢性的な保育士不足が保育行政にとって大きな課題になっているので、効果額の有効な使途の一つとして、ご意見とさせていただきます。

Q4 先ほど今回の民営化での効果額は約6,000万円お聞きしましたが、説明会資料によると運営費負担が1/4に抑制されるとあり、そこまでの効果額が出ないのではないかと思うのですが？

A) 説明会資料の運営費負担が1/4に抑制されることは、効果額の一部の説明に過ぎません。

効果額全体の説明としては、

【民営化前】

収入：1800万円（保育料等）－支出：8400万円（保育所の運営費等）＝6600万円（町負担）

【民営化後】

収入：9900万円（国、府の補助金等）－支出：1億500万円（民間園に支払い給付費等）
＝600万円（町負担）

となり、民営化の前後の収支の差額は6000万円と試算しています。

また、今回試算した効果額には、正規職員の人件費は含まれていませんが、他の町立保育所へ配置転換することによって、待機児童を出さないよう努力したい。

Q5 応募のあった事業者の提出書類（提案内容等）は、保護者にも見せてもらえるのですか？

A) 提出書類（提案内容等）については、選定委員会での審査上の公平性の観点から非公開の取り扱いとなりますので、お見せすることはできません。

ただし、選考における審査の視点については、募集要項に掲載しますので、事業者募集時に町ホームページ等で公表する際にご覧いただけます。

Q6 前回の民営化の選定の際は、応募者全員が基準を下回り該当事業者無しという結果に終わったと聞いていますが、今回の選定で基準を下げるようなことはありませんか？

A) 民営化の選定においては、本町が求める絶対的基準がありますので、前回の基準を下げることはできないと考えています。

Q7 前回の審査基準からは緩めない、とのことだったが、今回の民営化の審査基準は保護者に公開してもらえるのですか？

A) 審査基準そのものを公開してしまうと、審査の公正さが担保されなくなるため、審査基準の配点部分は公開できません。なお、募集要項の中では、審査項目を抜粋した「審査の視点」と形でお示しします。

審査基準は、まず町で、保護者説明会で頂戴したご意見、近日中に実施するアンケートでのご意見等を踏まえて、前回の募集時の審査基準を見直すかどうかを検討します。

その結果をもって、7月中旬に開催する第1回目の選定委員会へ提出し決定します。なお、募集要項については、7月中旬から下旬の間で、保育所を通じて保護者の皆さんにお知らせします。

（町立西保育所民営化に関する保護者アンケートの結果の自由記述等より）

【特に重視すべき項目】

- ・法人の従業員の教育体制、保育所子ども親一体となって参加できるイベントの継続（運動会等）。
- ・保育に関して親も子も納得できるようなコミュニケーションの取り方
- ・課外授業の充実、英語やスイミング等
- ・保育士の保育経験に関する情報開示、研修等の情報開示
- ・施設長の人間性（ある保育所の園長について悪い評判をよく耳にするからです）
- ・全てが大切に優先順位をつけ難い

【民営化に伴う期待や心配事の記述意見等】

- ① 保育体制や先生が変わることへの不安はあるがやってみないとわからないことなので、民営化で良くなるが増えることを願っている
- ② いい事業者が入り今より良い保育所が運営されるといいと思うが民営化される時点で経営や利益を上げるということも出てくると思い、子ども主体の保育は望めないのではと諦めの気持ちで今回の件を受け止めている
- ③ 子どもが安心して楽しく通える園であってほしいです
- ④ 民営化は悪くないと思います。ただビジネスのイメージが強く子どもたち保育士さんたちが充実するように目に見える保育をお願いしたいです
- ⑤ 実質的に動かないとわからないですね
- ⑥ 行事等を増やし保育を一層充実させてほしい。保育の質が低下しないか心配です。
- ⑦ 今回の選定基準が下回り事業者なしになった場合民営化の話は終わりにしてほしいです。他の町立保育所で民営化の話はしていくのですか？西だけでなく他の町立保育所もどうなっていくか気になっています
- ⑧ 延長保育料金の減額や病児保育も対応してほしい。駐車場の拡充
- ⑨ 職員間の風通しを良く、連携をとれるような雰囲気づくり。あたたかい空気に包まれた保育園を期待します。
- ⑩ 引継ぎ期間が1年あるとしてもやはり今までの信頼関係がある先生方が入れ替わってしまうのは親子共々不安がある。ましてや就学前の時期なので…
- ⑪ 先生の入れ替わりで子どもが順応できるかが一番心配です。3～4カ月は保育士の方が合同で保育をすると説明会でありましたが、少し期間が短いように感じました。もう少し早い段階から始めてほしいです
- ⑫ 警報時など保育は継続して行ってもらえるか
- ⑬ 公立園のようにのびのびした保育をしてほしい。習い事や鼓隊（幼稚園のような）はしないでほしい。保育士の給料は公立保育士より下がるので、やはり質の低下が心配。処遇改善されるといっても少ししか変わっていないので、改善に力を入れてほしい。

- ⑭ 園の魅力の増強。子どもの安全面の充実
- ⑮ 保育士の変更によって慣れてきつつある子どもがそれに対応できるか。子どもが今と同じように楽しく通園できれば良いです。
- ⑯ やはり保育の質、内容が心配です。移行期間が十分といえど、変化に伴う子どもたちへの心のケアが十分にされるのか。保育内容がどのように変わるのかとても不安です。
- ⑰ 現在加配保育をして頂いていますが引き続き手厚くみて頂けるか（命にかかわる事なので）また小学校にもしっかり引き継いでくれるのか。保育士がコロコロ変わるようだと困る。現在とてもよくみて頂けている分心配
- ⑱ 子どもたちや保護者に対し、偏った政治的あるいは宗教的な観念を押し付けたり、異なる意見や理念を持つ人たちを排除するようなことがないか心配している。
- ⑲ 質疑応答資料「民営化に関すること Q1」の回答と「選定方法基準について Q2」の回答が矛盾しているように思う。民営化ありきで結局は多少基準に満たなくても選定しますということではないでしょうか。指摘して対応してもらおうというのはあまりにも不安が大きい
- ⑳ 民営化することで、行事など忙しくなり保育士の子どもへの対応がピリピリしないか心配。(町立ののびのびした保育が魅力で入所したので残念です)
- ㉑ 今の西保育所の雰囲気が好きなので、この雰囲気を保ってくれるような事業者になればいいと思う。
- ㉒ 前回のアンケート結果で①看護師は常時いるか②保護者意見と選定委員会委員の意見が一致しないのでは。保護者代表を増やすか保護者投票等もう少し保護者の意見が入るようにしてほしい。③保育時間にテレビを観せないでほしい。④全クラス連絡ノートを必須にしてほしい。に対する町の回答がない。
- ㉓ 項目中2つや3つにチェックを行うアンケート方式で保護者の意見を十分に反映できますか。前回は同様のアンケート集計で何がわかりましたか。具体的に教示してほしい。また各項目について「非常に重視する」から「重視しない」までを5や10段階から選択させ、その下に意見を記載させるようなアンケート方式の方がより保護者の意見を把握できるかどうか。また、今回のアンケート自由記載項目について保護者全体から見て多数派か少数派の意見かの判断を行うため今回の結果を基に再度アンケートを実施し保護者全体の考えがどの位置にあるか把握すべきではないか。選定委員会保護者代表は保護者全体の意向をどう反映させるのか。それとも保護者代表は個人に意見を述べるため会議に参加するのか
- ㉔ 保護者に民営化の賛成か反対を問う項目がないが、賛否のアンケートを取る予定はあるか
- ㉕ 「保護者説明会や説明会資料で理解できたかどうか」理解できていないならばどの点が理解できていないのかについてアンケートを実施しその結果を基に再度説明会や資料を作成した方が良いと思うかどうか

- ⑳ 民営化をするのに令和3年度大規模修繕工事をする理由は何ですか。移行先事業者がすぐに建替えを実施すれば、税金の無駄になるのではないかと。今すぐしなければならぬほど危険な状態なんですか。そうであれば危険な箇所を教えてください。それとも移行先事業者が当面の間建替えなくても運営していけるよう税金で整備をしておくということですか。西保育所は老朽化が進んでいるため、選定基準に何年以内に建て替えるという条件を付けてほしいと。また、今回の修繕の予算はいくら計上していますか
- ㉑ 西保育所を民営化すると6,000万円の財源が浮き、その財源で子育て支援の充実を図るとのことだが、いくらを充てる予定か。また将来的にも子育て支援に使うのか。例えば今回の財源で実施した子育て支援が将来的に規模縮小や廃止になってもそこに充てた財源は子育て支援に充てるのか。今回財源が浮くことで新たに充てる事業と予算が決定すれば、広報で「西保育所を民営化した結果生まれた財源で〇〇〇の子育て支援を実施しこの生まれた財源は将来的にも子育て支援のみに使用します」と記載してもらえますか。この方法は今回だけか。過去に2園を民営化した際にはいくらの財源が生まれ、その内のいくらをどんな子育て支援に使用したのか。また2園を廃園した際はどうか。
- ㉒ 1年間の引継ぎ保育が終了した時点で、移行先事業者の応募内容を実現できていない場合、応募内容を実現するまで引継ぎ保育を継続してもらえますか。
- ㉓ 自園調理になれば、給食に不透明が生じる可能性があると思います。給食献立や内容を栄養士が実名で作成するよう義務付けてほしい。使用する各食材の産地が分かるようにしてほしい。実際にどのように給食が提供されているのかを確認するために、例えばクラス役員に抜き打ちでチェックできる権限を与える方法はどうでしょうか
- ㉔ 前回の説明会資料では特別保育について「長時間延長保育」「一時預かり保育」「休日保育」「病児・病後児保育（体調不良児対応型）」のうち全部か一部を提供できる事業者を選定するとあるが、町はこの特別保育について優先順位をつけていないのか。例えば、応募事業者が「体調不良児対応型」のみを実施すれば公営の時と同じになるし、前回の保護者アンケートで一番比率の低かった「一時預かり保育」のみを実施しても保護者ニーズの多様化に対応したと言えるのか
- ㉕ 前回の説明会資料で町立も民間も「保育所保育指針」に基づき保育しているから保育内容は同じであると記載されている。この文章の意図するところは町立も民間も保育内容を「保育所保育指針」に基づいて決定している点において保育内容は同じということか。それであれば「保育所保育指針」は「遵守すべきこと」「努力義務」「事業者の裁量」から成り立っているが努力義務のところはどう考えているのか。例えば保護者に保育の内容を説明することも保護者からの苦情を解決するよう図ることも努力義務のため、移行先事業者がこれらを実施しなくても「保育所保育指針」に基づいているため保育の内容は町立であったときと同じであると町側は主張されるのか。個人的には努力義務であるところは義務付けるよう選定基準に入れるべきであると考えが他の保護者はどう考えると思いますか。また「保育所保育指針」では子供が保育所でどのような1日を過ごしたかを保育所側

が親に伝えるといったことには明記がありません。つまり保育所側に説明する責任がないこととなります。それでも保育内容は同じなのでしょうか

③② 空調を使用した際の光熱費削減のために移行事業者が必要以上に空調の使用を控えないうようにしてもらいたい。そのため例えば各月における室内の目標温度を設定し、その目標温度を達成させるよう義務付けた園児が活動するスペースでその温度を実現できるように温度計の設定位置についても事前に決めておくようにできないでしょうか

③③ 保護者説明会質疑応答について Q 事業者の提出書類は保護者に見せてもらえるのか。A 審査上の公平性の観点から非公開の取り扱いとなる。Q 審査基準は保護者に公開してもらえるか A 審査の公平さが担保されなくなるため審査基準の配点部分は公開できません。どちらについても移行先事業者が決定すれば公開しても問題ないのではないかと。そうでなければ移行先事業者が提出書通りに運営を実施しているかどうか保護者にはわかりません。

③④ 保護者説明会で町側が口頭で回答した内容に以下のことがありました。移行先事業者が園児に対して虐待を行ったとしても町側は3者協議（町、事業者、保護者）や指導、助言などを行って民営を継続するとおっしゃっていました。民営化する行財政改革よりも園児の人権の方が大事だと思います。また虐待は犯罪です。犯罪を犯す事業者に保育事業を継続させても問題ないのでしょうか。しかも町民の財産を犯罪者が無償で利用しそれによって利益を得ている構造になりますが、町民の理解は得られるのでしょうか。

③⑤ 保護者説明会質疑応答（概要）について Q4 保護者が移行先事業者を支持しないと判断した際に公営に戻すという条件を付けてほしい。A 困難と考える。困難と考える根拠は何ですか。保護者の大半が事業者を支持しない状況に陥っても民営を継続する必要性はないのでしょうか。それが保育ニーズに対応しているのでしょうか。不可能ではないならこれを条件に入れることを他の保護者はどう考えると思いますか。

③⑥ 保護者説明会質疑応答（概要）にて「本町はコンパクトなまちの特性を生かして、公民が連携してお互いの課題を共有しながら保育の質を高めあう風土が定着しています」との記載がありますが、熊取町のある民間の認可保育園についてそこで保育士として勤務していた人から聞くと「給食の量が少ない」「社会福祉施設へ園児を連れていくし軽自動車に詰め込むように載せて移動させる」「新規採用の保育士を5歳児の担任につける」「保育士の入れ替わりが激しくアレルギーの把握もできていない」等の問題があるそうですが、町として認識されていますか。

③⑦ 建物施設の老朽化への対応。教室やスクールとの連携。通所路や駐車場の整備。医療機関との提携（病児病後児保育）。学童保育の実施（小学生）できれば夕刻だけでなく朝も

③⑧ 町立保育所では困難な特別保育サービスが可能になり、将来の施設環境の充実にも効果があると思うので期待しています。

【その他のご意見の記述意見等】

- ③⑨ 民営化ではなく町が法人等になり保育所を運営することで国、府の補助金を得ることは不可能なのでしょうか。質疑応答を拝見したところ前回よりも保護者が安心するよう配慮されていると感じ少し安心しましたが、財政が主な理由でこれまで町立が培ってきた「子供中心の保育」が途切れてしまう、縮小していってしまうのはもったいない。利益を求めない町営だからできる保育をぜひ残してほしい。これまで町立が伝えてきた理念を持った保育士さんが減ってしまうことも財産を失うような気がします。何とか財政面をクリアする方法はないか。個人的には有償でも町立に入りたいと感じます。
- ④⑩ 南保育所がなくなり、家から近いアトムに入れるか悩んだが、運動会、生活発表会など子供たちの成長が見れる楽しみ嬉しさが少ないと聞きやめた。卒園してしまうが、親の楽しみを減らすような保育園だけはしないでくださいお願いします。
- ④⑪ 熊取町に引っ越ししてきて2年です。子どもを育てやすい町とうたっていますが、正直まったく感じません。民営化によって財政効果が出ると想定しておりますが、熊取町もっと頑張してほしいです。
- ④⑫ せっかく子どもが先生に慣れてきたところでもあるので、今のまま先生も残ってくれることを希望します
- ④⑬ 駐車場はもう少し停めやすいよう整備して頂きたい。防犯対策の徹底。現状ではどこからでも侵入できる環境なので、オートロックにするとか…
- ④⑭ アトム保育園は運動会がないと聞きました。行事等で子どもの日頃の保育所生活や成長を見たいので是非今の西保育所の行事等を引き継いでいただきたいです。
- ④⑮ 民営化にすることで保育の拡充に浮いた費用を充てるとのことですが、民営化する前にどういったことに費用を充てるのか具体的に示してほしい。また、費用の一部を国や地方から出るとのことですが、町民の税金が上がる可能性があるのか細かく知りたい。民営化に伴って町の財源が浮くのであれば、現場の保育士にも恩恵を。職員のEQ（心の知能指数）が上がることで仕事のモチベーションアップにつながると信じています。
- ④⑯ 町立ならではののびのびした保育がとても大好きです。子どもが子供らしく毎日過ごせるように今まで通りお願いしたいです
- ④⑰ 夏祭りや運動会などこれまで行っていた行事は引き続き行ってもらいたいと思います。
- ④⑱ 水遊び、お昼寝、給食時等様々なところに命に関わる危険がひそんでいます。それに対してどのような対策をとっているのか。また職員の資質向上に対してどのような計画（年間を通して）も判断基準の一つとしてほしい
- ④⑲ 民営化に伴い保育料の値上げが心配。町内にある保育園は良いうわさを聞かないので嫌です。
- ⑤⑩ 民営化することは悪いことではないと思うが、前回は入所して落ち着いたなという時期。今回はコロナでやっと通常保育に戻り落ち着いてきたなという時期。もう少し現場や

子供たちのことを考えて話を進めてほしいなと思います。民営化より産まれた財源は具体的にどんなことに活かされるのか知りたい

- ㉑ アンケートで質問を受けつけるような記載が必要だと思います
- ㉒ 既に民営化した保育園の運営を見ても、進めるべきだと思います
- ㉓ 送迎の時の道路や駐車場の整備は必要だと思う。熊取町の学童は朝の預かりがなく天候悪化の際も休みになってしまいますので、保育園が学童をしてくれるととても良いと思う。小学校の隣なものよい

4. 質問に対する回答

【民営化に伴う期待や心配事】

Q. ⑦今回の選定基準が下回り事業者なしになった場合民営化の話は終わりにしてほしいです。他の町立保育所で民営化の話はしていくのですか？西だけでなく他の町立保育所もどうなっていくか気になっています

A. 他の町立保育所の民営化については、今後の保育需要の推移や保育ニーズ等を勘案しながら、町立の保育所等の適正な配置及び規模等について、引き続き検討を進めていくこととし、子育てに関する関係団体や住民代表の方々と構成する「子ども・子育て会議」の意見なども踏まえたうえで、考え方をまとめていきます。

Q. ⑫警報時など保育は継続して行ってもらえるか

A. 原則開所で、安全に配慮しながら保育を継続して頂きます。しかし、保育中でも、天候等の状況により、どうしても保育が不可能と判断する場合は子どものお迎えをお願いする場合があります。なお、子どもの安全確保が困難な場合、交通機関の計画運休などで保育士が出勤できないなどのやむを得ない場合は、家庭保育の協力を依頼することもあります。

Q. ⑮保育士の変更によって慣れてきつつある子どもがそれに対応できるか。子どもが今と同じように楽しく通園できれば良いです

Q. ⑯やはり保育の質、内容が心配です。移行期間が十分といえど、変化に伴う子どもたちへの心のケアが十分にされるのか。保育内容がどのように変わるのかとても不安です

A. 民営化移管前の1年間は、引継ぎ保育を実施することとしており、移管先事業者の職員（管理職的ポジション）が、まずは町立保育所の保育方針や保育内容など、子どもの保育を最優先にしっかりと継承していき、最低でも移管前の3～4カ月前からは、事業者の保育士も保育の現場に入って合同保育を実施し、スムーズに引継ぎできるよう努めます。

また、町立保育所の臨時保育士で、本人が望む場合は移管先で引き続き雇用いただけるよう事業者に積極的に働きかけを行っていきます。

Q. ⑲質疑応答資料「民営化に関すること Q1」の回答と「選定方法基準について Q2」の回答が矛盾しているように思う。民営化ありきで結局は多少基準に満たなくても選定しますということではないでしょうか。指摘して対応してもらおうというのはあまりにも不安が大きい

A. 応募資格や保育所運営に関する条件など事業者に求める応募の基準、審査における評価の基準などについては選定委員会での審議を経て決定するものですが、前回の基準から下げることは考えていません。

事業者説明会などの機会に、保護者アンケートの結果、募集要項で記載している保護者の皆様の心配な点、期待する点などを応募事業者にきちんと伝え、応募内容にしっかりと反映いただくよう助言したいと考えております。

【その他の質問】

Q. ㉓民営化ではなく町が法人等になり保育所を運営することで国、府の補助金を得ることは不可能なのでしょうか。質疑応答を拝見したところ前回よりも保護者が安心するよう配慮されていると感じ少し安心しましたが、財政が主な理由でこれまで町立が培ってきた「子供中心の保育」が途切れてしまう、縮小していつてしまうのはもったいない。利益を求めない町営だからできる保育をぜひ残してほしい。これまで町立が伝えてきた理念を持った保育士さんが減ってしまうことも財産を失うような気がします。何とか財政面をクリアする方法はないか。個人的には有償でも町立に入りたいと感じます

A. 現在の制度においては、ご意見の形で補助金を受けることは、残念ながらできません。しかし、民営化にあたっては、ご意見にあるとおり、これまで培ってきた町立保育所の保育方針や保育内容などを、しっかりと移管先に引継いでまいります。

Q. ㉔民営化にすることで保育の拡充に浮いた費用を充てるとのことですが、民営化する前にどういったことに費用を充てるのか具体的に示してほしい。また、費用の一部を国や地方から出るとのことですが、町民の税金が上がる可能性があるのか細かく知りたい。民営化に伴って町の財源が浮くのであれば、現場の保育士にも恩恵を。職員のEQが上がることで仕事のモチベーションアップにつながると信じています

A. 民営化によって、財政効果が期待でき、子育て支援の充実を図っていきたいと考えていますが、一例としましては、長時間延長保育や一時預かり保育といった特別保育に必要な費用に充てることのほか、令和2年3月策定の「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく、保育や子育て支援の多様なニーズに応えてまいりたいと考えております。

なお民営化により町民の皆様の税金が上がることはありません。

Q. ㉕前回のアンケート結果で①看護師は常時いるか②保護者意見と選定委員会委員の意見が一致しないのでは。保護者代表を増やすか保護者投票等もう少し保護者の意見が入るようにしてほしい。③保育時間にテレビを観せないでほしい。④全クラス連絡ノートを必須にしてほしい。に対する町の回答がない

A. ①看護師は常時最低1名の配置とします。

②保護者の皆様のご意見等については、説明会やアンケートの実施を通じて集約し、選定委員会に提示しています。委員会ではそういったご意見等を踏まえてご審議いただきますが、学識経験者など多面的な視点での審議も必要であり、バランスのとれた委員構成が求

められます。

③保育時間に子どもにテレビを観せることは、特段の合理的な理由がない限りありません。

(例外：交通安全教室用 DVD 等)

④町立・民間ともに、保護者と担任の保育士等との間で子どもの日々の様子などをお伝えするために、連絡ノートを活用しておりますので、移管先の保育士にも連絡ノートの活用を引き継ぐよう考えております。

Q. ②③項目中2つや3つにチェックを行うアンケート方式で保護者の意見を十分に反映できますか。今回は同様のアンケート集計で何がわかりましたか。具体的に教示してほしい。また各項目について「非常に重視する」から「重視しない」までを5や10段階から選択させ、その下に意見を記載させるようなアンケート方式の方がより保護者の意見を把握できるかどうか。また、今回のアンケート自由記載項目について保護者全体から見て多数派か少数派の意見かの判断を行うため今回の結果を基に再度アンケートを実施し保護者全体の考えがどの位置か把握すべきではないか。選定委員会保護者代表は保護者全体の意向をどう反映させるのか。それとも保護者代表は個人に意見を述べるため会議に参加するのか

A. 項目の全ては基本的に重要と考えており、審査の視点には盛り込んでいます。その考え方の中で項目の中から2つチェックを付していただく目的は、事業者の選定における審査の視点で特に重視すべきものの判断材料とするためです。

従いまして、全ての項目が基本的に重要な位置付けにあつては、町としてはその中で特に重要な項目の把握を、できるだけ多くの保護者の皆様から行いたいと考えたものです。

また、自由記述欄については、項目の選択では各保護者の皆様が示しきれない、今後の民営化に向けた考えや保育に対する意見等を幅広くお聞きするためのものです。同じ趣旨のご意見が複数寄せられた場合には、今後の民営化の取り組みの中で留意していきたいと考えます。

選定委員会における保護者全体の意向の反映は、保護者説明会での意見やアンケートの結果を提出することで対応したいと考えています。その中で、保護者代表の委員は、そういった意見・結果も踏まえながら、かつ、別途保護者の目線で議論いただきたいと考えています。

Q. ④保護者に民営化の賛成か反対を問う項目がないが、賛否のアンケートを取る予定はあるか

A. 民営化にあたっては、今回のアンケートなど、できるだけ保護者の皆様のニーズに応えられるよう努めたいと考えています。

Q. ⑤「保護者説明会や説明会資料で理解できたかどうか」理解できていないならばどの点が理解できていないのかについてアンケートを実施しその結果を基に再度説明会や資料を作成した方が良くと思うかどうか

A. 保護者説明会については、全保護者の参加とはなりませんでした。保護者説明資料については、全保護者に事前に配布させていただきましたので、説明会での議事録と合わせ

てアンケートの回答において内容を確認いただいた中で、ご不明な点があれば、アンケートの中で提出いただき、この報告の中で回答したいと考えています。

Q. ㉔民営化をするのに令和3年度大規模修繕工事をする理由は何ですか。移行先事業者がすぐに建替えを実施すれば、税金の無駄になるのではないかと。今すぐしなければならぬほど危険な状態なんですか。そうであれば危険な箇所を教えてください。それとも移行先事業者が当面の間建替えなくても運営していけるよう税金で整備をしておくということですか。西保育所は老朽化が進んでいるため、選定基準に何年以内に建て替えるという条件を付けてほしいがどうか。また、今回の修繕の予算はいくら計上していますか

A. 保育所の建物は耐震補強工事を平成18年度に完了していますが、施設全体の大規模なリフォームに係る修繕は、建築以降今回が初めてになります。施設自体は、雨漏りや外壁の劣化、内装の老朽化が著しく、その対応が早急必要であり、かつ、トイレの洋式化や遊戯室へのエアコン設置など、民営化にかかわらず、保育環境の改善のためにも必要なものです。

移管先事業者がすぐに建替えを実施してはどうか、とのことですが、事業者も移管前後は様々な初期投資が必要であり、財務的な体力から、すぐの建て替えは困難と考えます。特にご指摘の条件付けを行うと、財務規模の大きな事業者しか応募できない、など募集に際しての大きなハードルとなることが危惧されます。

また、今年度は修繕に向けた設計を実施する予定であり、修繕工事自体の事業費は令和3年度に予算化する予定です。

Q. ㉕西保育所を民営化すると6,000万円の財源が浮き、その財源で子育て支援の充実に回るとのことだが、いくらを充てる予定か。また将来的にも子育て支援に使うのか。例えば今回の財源で実施した子育て支援が将来的に規模縮小や廃止になってもそこに充てた財源は子育て支援に充てるのか。今回財源が浮くことで新たに充てる事業と予算が決定すれば、広報で「西保育所を民営化した結果生まれた財源で〇〇〇の子育て支援を実施しこの生まれた財源は将来的にも子育て支援のみに使用します」と記載してもらえますか。この方法は今回だけか。過去に2園を民営化した際にはいくらの財源が生まれ、その内のいくらをどんな子育て支援に使用したのか。また2園を廃園した際はどうかだったのか

A. Q㉔の回答と同じです。

Q. ㉖1年間の引継ぎ保育が終了した時点で、移行先事業者の応募内容を実現できていない場合、応募内容を実現するまで引継ぎ保育を継続してもらえますか

A. 引継ぎ保育の期間の当初は移管後の保育園の運営を担う管理職的立場の職員が参加しますが、移管前の最低3～4カ月前からは、保育士も現場に入って合同保育を実施することにより、保育内容等のより丁寧な引継ぎが実施できるものと考えています。

Q. ㉗自園調理になれば、給食に不透明が生じる可能性があると思います。給食献立や内容を栄養士が実名で作成するよう義務付けてほしい。使用する各食材の産地が分かるようにしてほしい。実際にどのように給食が提供されているのかを確認するために、例えばク

ラス役員に抜き打ちでチェックできる権限を与える方法はどうでしょうか

A. 移管先には栄養士を1名以上を配置することを保育所運営の条件としており、給食の検証については三者協議の中で給食試食会等の方法を協議していきたいと考えます。

Q. ⑳前回の説明会資料では特別保育について「長時間延長保育」「一時預かり保育」「休日保育」「病児・病後児保育（体調不良児対応型）」のうち全部か一部を提供できる事業者を選定するとあるが、町はこの特別保育について優先順位をつけていないのか。例えば、応募事業者が「体調不良児対応型」のみを実施すれば公営の時と同じになるし、前回の保護者アンケートで一番比率の低かった「一時預かり保育」のみを実施しても保護者ニーズの多様化に対応したと言えるのか

A. アンケート結果では病児・病後児保育（体調不良児対応型のみを含む）を重視する回答が最多でしたが、募集においては、一時預かり保育や長時間延長保育など特別保育においても必須事業のものと、実施検討のものに審査の視点で差を設けています。

Q. ㉑前回の説明会資料で町立も民間も「保育所保育指針」に基づき保育しているから保育内容は同じであると記載されている。この文章の意図するところは町立も民間も保育内容を「保育所保育指針」に基づいて決定している点において保育内容は同じということか。それであれば「保育所保育指針」は「遵守すべきこと」「努力義務」「事業者の裁量」から成り立っているが努力義務のところはどう考えているのか。例えば保護者に保育の内容を説明することも保護者からの苦情を解決するよう図ることも努力義務のため、移行先事業者がこれらを実施しなくても「保育所保育指針」に基づいているため保育の内容は町立であったときと同じであると町側は主張されるのか。個人的には努力義務であるところは義務付けるよう選定基準に入れるべきであると考えますが他の保護者はどう考えると思いますか。また「保育所保育指針」では子供が保育所でどのような1日を過ごしたかを保育所側が親に伝えるといったことには明記がありません。つまり保育所側に説明する責任がないことになります。それでも保育内容は同じなのでしょう

A. 保育所保育指針は、ご指摘のとおり、町立も民間も同じ従うべき指針であり、国が求める保育水準の意味では公立も民間も同じと考えます。

指針での努力義務ですが、基本的には指針の内容の実行に努力することを義務付けているものであって、実行しなくても許容することを意味するものではないと考えます。

なお、保護者の皆様への保育の様子への伝え方ですが、現状も連絡ノートによって共有を図っていると同時に、今年度からは、新型コロナウイルス禍による制約はありますが、オープン保育といって普段の保育の様子を保護者の皆様に見学いただく取組みも行っており、これらを含む町立保育所の行事等は、引継ぐことを条件としております。

Q. ㉒空調を使用した際の光熱費削減のために移行事業者が必要以上に空調の使用を控えないようにしてもらいたい。そのため例えば各月における室内の目標温度を設定し、その目標温度を達成させるよう義務付けまた園児が活動するスペースでその温度を実現できるように温度計の設定位置についても事前に決めておくようにできないでしょうか

A. 町立保育所においても、子どもの体調を第一に考え、暑さ指数（WBGT）の状況と予測により、子どもが登園する前にきちんと保育室に冷房を入れたりする等行っていますが、民間園も同様に子どもの体調を第一に考えた保育室の室温管理を徹底しておりますので、移管先事業者にも同様に室温管理を徹底してもらうこととなります。

Q. ③保護者説明会質疑応答について

Q 事業者の提出書類は保護者に見せてもらえるのか。

A 審査上の公平性の観点から非公開の取り扱いとなる。

Q 審査基準は保護者に公開してもらえるか

A 審査の公平さが担保されなくなるため審査基準の配点部分は公開できません。どちらについても移行先事業者が決定すれば公開しても問題ないのではないかと。そうでなければ移行先事業者が提出書通りに運営を実施しているかどうか保護者にはわかりません

A. 移行先事業者の決定後は、審査基準及び決定した事業者の提出書類は公開できます。

Q. ④保護者説明会で町側が口頭で回答した内容に以下のことがありました。移行先事業者が園児に対して虐待を行ったとしても町側は三者協議（町、事業者、保護者）や指導、助言などを行って民営を継続するとおっしゃっていました。民営化する行財政改革よりも園児の人権の方が大事だと思います。また虐待は犯罪です。犯罪を犯す事業者に保育事業を継続させても問題ないのでしょうか。しかも町民の財産を犯罪者が無償で利用しそれによって利益を得ている構造になりますが、町民の理解は得られるのでしょうか

A. 児童虐待に関しては、令和2年4月の児童福祉法等の一部改正により、親権者、児童福祉施設の長等に対しても、しつけに際して体罰を加えてはならないとする、児童虐待防止対策の強化が図られています。

これは、親権者、公立・民間を問わず適用されるものであり、今後におきましても、児童相談所等と連携しながら、児童虐待防止対策に取り組んでまいります。

Q. ⑤保護者説明会質疑応答（概要）について

Q4 保護者が移行先事業者を支持しないと判断した際に公営に戻すという条件を付けてほしい。

A 困難と考える。

困難と考える根拠は何ですか。保護者の大半が事業者を支持しない状況に陥っても民営を継続する必要性はないのでしょうか。それが保育ニーズに対応しているのでしょうか。不可能ではないならこれを条件に入れることを他の保護者はどう考えると思いますか

A. 移管後も認可保育所としての基準を満たさなければなりません、同時に保護者の皆様が支持しないに至った原因について三者協議の場を通じて解決に努めます。なお、保育の質につきましては、民営化後も町が管理監督を行う責任がありますので、その責任の下で指導・監督を行います。

Q. ⑥保護者説明会質疑応答（概要）にて「本町はコンパクトなまちの特性を生かして、公民が連携してお互いの課題を共有しながら保育の質を高めあう風土が定着しています」

との記載がありますが、熊取町のある民間の認可保育園についてそこで保育士として勤務していた人から聞くと「給食の量が少ない」「社会福祉施設へ園児を連れていくし軽自動車に詰め込むように載せて移動させる」「新規採用の保育士を5歳児の担任につける」「保育士の入れ替わりが激しくアレルギーの把握もできていない」等の問題があるそうですが、町として認識されていますか

A. 町内の民間の認可保育園については、毎年、順次、保育所基準や保育所運営に係る指導監査、保育内容等の巡回相談を行っていますが、近年、実際に給食や保育内容等を確認する中では、特に重大な問題事案は確認しておりません。